

第1回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

平成24年2月10日

西知多医療厚生組合議会

平成24年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

| | |
|--|----|
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定について | 5 |
| 諸般の報告について | 5 |
| 一般質問について | |
| 荻田信孝議員 | |
| 1 東海市民病院（本院）の移転に向けた基本的方針について | 5 |
| 2 東海市民病院（本院）の移転費用について | 6 |
| 神野久美子議員 | |
| 1 東海市民病院（本院）の移転について | 13 |
| 2 新病院について | 13 |
| 3 現在の病院事業について | 14 |
| 黒川親治議員 | |
| 1 新病院建設地について | 22 |
| 2 新病院建設に伴う知多市民病院の医療体制について | 22 |
| 田中雅章議員 | |
| 1 両市医師会からの要望・連携について | 28 |
| 2 新病院に向けての取り組みについて | 28 |
| 3 新病院建設までのスケジュールと地域への説明について | 29 |
| 4 職員の処遇と組織の一元化について | 29 |
| 島崎昭三議員 | |
| 1 医師の動静について | 34 |
| 2 職員の人事について | 34 |
| 平成23年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）の専 決処分の承認を求めることについて | 39 |
| 西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の改正について | 45 |
| 西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について | 48 |
| 平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算 | 51 |
| 平成24年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算 | 68 |
| 平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算 | 76 |
| 西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の制定について | 91 |
| 西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について | 91 |

平成24年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成24年2月10日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員 (14人)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 井上正人 | 8番 | 大村 聡 |
| 2番 | 斉藤 誠 | 9番 | 江端 菊和 |
| 3番 | 田中雅章 | 10番 | 島崎 昭三 |
| 4番 | 神野久美子 | 11番 | 荻田 信孝 |
| 5番 | 足立光則 | 12番 | 黒川 親治 |
| 6番 | 川崎 一 | 13番 | 勝崎 泰生 |
| 7番 | 石丸喜久雄 | 14番 | 大島 大東 |

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成24年2月10日 午前9時30分

閉会 平成24年2月10日 午後3時00分

第1日 (2月10日)

1 出席議員(14人)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 井上正人 | 8番 | 大村 聡 |
| 2番 | 斉藤 誠 | 9番 | 江端 菊和 |
| 3番 | 田中雅章 | 10番 | 島崎 昭三 |
| 4番 | 神野久美子 | 11番 | 荻田 信孝 |
| 5番 | 足立光則 | 12番 | 黒川 親治 |
| 6番 | 川崎 一 | 13番 | 勝崎 泰生 |
| 7番 | 石丸喜久雄 | 14番 | 大島 大東 |

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者 加藤 功 副管理者 鈴木 淳雄

副管理者 渡辺 正敏 副管理者 宮下 修示

[総務部]

総務部長 下村 一夫 総務課長兼
衛生センター所長 蒲田 重樹

経営企画課長 早川 幸宏 新病院建設課長 勝崎 当仁

[東海市民病院]

院長 千木良 晴ひこ 事務局長 小島 正義

事務局次長 片山 健児 事務局次長
(移転担当) 天木 洋司

管理課長 大西 彰 業務課長 岡田 光史

[知多市民病院]

院長 種廣 健治 事務局長兼
事務部長 浅田 文彦

管理課長 竹内 慎二 医事課長 新海 本綱

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長 山口 義晴 健康福祉監 佐治 錦三

[知多市]

生活環境部長 吉戸雅純 健康福祉部長 竹内志行

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 竹内裕之 書記 荻野一枝
書記 伊藤敦己

6 議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|-----------|--|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定について |
| 3 | | 諸般の報告について |
| 4 | | 一般質問について |
| 5 | 承認 1 | 平成23年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 6 | 1 | 西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 7 | 2 | 西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 8 | 3 | 平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算 |
| 9 | 4 | 平成24年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算 |
| 10 | 5 | 平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算 |
| 11 | 議員提出 1 | 西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の制定について |
| 12 | 議員提出 2 | 西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について |

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月10日 午前9時30分 開会)

議長 (井上正人)

おはようございます。本日は御多忙の中、御参集いただき、大変御苦労さまでございます。

会議前に、皆様をお願いいたします。本日は傍聴者の方が多数おみえになります。別室で音声のみの傍聴となる方がおみえになりますので発言をされる時は、マイクに近づけて御発言をお願いいたします。

現在の出席議員は、14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成24年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者からあいさつをいただきます。

管理者。

管理者 (加藤功)

おはようございます。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年第1回西知多医療厚生組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日御提案しておりますのは、承認議案1件と、条例の一部改正議案2件、平成24年度の一般会計予算、衛生事業特別会計予算、病院事業会計予算でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、御承認、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (井上正人)

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事につきましては、皆様に配付いたしました議事日程のとおり進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、5番 足立光則議員、8番

大村聡議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

監査委員から議長のもとに、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定による平成23年10月分から12月分までの例月出納検査結果報告並びに地方自治法第292条において準用する同法第199条第9項の規定による平成23年度第1回及び第2回定例監査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りいたしましたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

日程第4「一般質問について」。

皆様に配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。

残時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残時間がなくなりますと、タイマーの音でお知らせいたします。

それでは一般質問に入ります。11番 荻田信孝議員の質問を許します。

11番 荻田信孝議員。

11番 荻田信孝議員

それでは皆さん、おはようございます。議長の御指名を得ましたので、さきに通告をいたしました内容に基づいて質問いたします。

1番目は、東海市民病院本院の移転に向けた基本方針についてお尋ねいたします。

新病院の建設に向けた諸課題については、昨年の11月定例会において3名の議員の方が各項目に対し質問され、それぞれ答弁もされております。主な答弁としては、平成27年度の新病院の開院まで両市の市民に提供できる医療機能を低下させ

ないために、できる限り早い時期に東海市民病院本院の移転、医療機能の再編を進める予定ですよというものでした。

先日の議員協議会では、東海市民病院本院の移転に向けた基本計画が報告され、新病院の建設に向け一歩前進したと理解したところです。その内容も踏まえ、新たな切り口で質問させていただきます。

1点目、組織体制について。2点目、2次救急指定を維持するための考え方及び具体的内容について。3点目、分院の増床数の根拠及び具体的内容について。4点目、医療機能の基本的な考え方及び実施内容について。5点目、医療情報のバックアップ体制の考え方及び実施内容についてお尋ねします。

2番目は、東海市民病院本院の移転費用についてお尋ねします。

昨年11月定例会では、解体工事設計費及び解体工事費で約2億6,000万円を見込んでおり、さらに分院等への医療機能の移転に伴う施設整備費、医事や検査などの病院内のシステムの移動調整費、患者や医療機器の移動費などの経費が必要になりますとの答弁でありました。

今回報告された移転費用は、4億1,498万円、移転及び解体費用を合わせると6億7,498万円となります。新病院建設費用以外の持出しになりますが、新病院の開院まで両市の市民に提供できる医療機能を低下させないため必要なことであると十分理解いたします。分院は一部閉鎖した施設を再利用することになり、過渡的な施設利用になるわけですが、患者さんに迷惑をかけたり、負担を強いることは避けなければなりません。そこで次の2点について質問いたします。

1点目、分院及び知多市民病院の施設整備・改修の基本的な考え方について。2点目、医療機能評価等コンサルの具体的内容についてお尋ねします。

議長（井上正人）

管理者。

管理者（加藤功）

荻田信孝議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問事項1、東海市民病院本院の移転に向けた基本的方針についてでございますが、最も重要な視点は新病院の開院までのステップを踏まえた移転とし、医療機能や病院経営の面からも移転による影響をできる限り小さいものにとどめるところでございます。このことから、移転後の東海市民病院においても2次救急指定を維

持するとともに、257床の病床規模を確保してまいります。また、移転に当たり3病院体制から2病院体制とすることと併せて、東海市民病院と知多市民病院における医療機能の分担、集約も一部の医療機能について実施してまいります。

なお、本院の移転予定期日は、医療提供体制など患者の皆様への影響が最も小さいゴールデンウィーク中の本年5月1日として移転準備を進めてまいります。

各御質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

それでは、質問事項1の質問要旨の1点目、組織体制についてでございますが、本院から分院への円滑な移転を図るため、東海市民病院事務局に移転担当として専任の次長職を含め5人を担当職員として12月1日付けで配置いたしました。また、移転に伴う諸課題に適切に対応するため、1月23日付けで東海市民病院内に副院長を筆頭に各部門の職員で構成する患者搬送委員会、物品搬送委員会、診療委員会、この診療委員会は医療情報のシステムの関係も含んでおります、この三つの委員会を設置したところでございます。今後、非常に厳しい日程ではございますが、病院全体で円滑な移転に全力で取り組んでまいります。

質問事項1の2点目、2次救急指定を維持するための考え方及び具体的内容についてでございますが、東海市民病院の救急指定病院の認定につきましては、移転に伴いまして愛知県に一たん撤回の申し出を行うこととなります。

移転後におきましても、医療機能を低下させることなく必要な医療水準を維持しなければならないと考えておりますので、5月1日の移転に向けて2月中に改めて愛知県に救急指定病院の申請をしてまいります。

なお、現在知多市民病院との間で実施しております小児科、脳神経外科などの救急連携も維持しながら協力体制を図ってまいります。

続きまして3点目、分院の増床数の根拠及び具体的内容についてでございますが、分院は前身であります旧東海産業医療団中央病院においては、6病棟305床規模の病院でしたが、現在3病棟で一般病床99床と療養病床55床の合計154床で運営いたしております。今回の移転に伴いまして、現行の病床面積基準に当てはめ

た場合に257床となり、一般病床202床と療養病床55床となるものでございます。建物は地下1階、地上5階建てで、3階から5階までを病棟として使用し、それぞれの階に東西各2病棟を配置し、5階西病棟を療養病棟としてまいります。

知多市民病院と合わせますと、病院事業全体では557床となり、内訳は一般病床502床と療養病床55床となるものでございます。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

次に4点目、医療機能の基本的な考え方及び実施内容についてでございますが、基本方針で述べておりますように、本院の移転から新病院の稼働までのステップとして、両院の存続を前提に整形外科など一部の医療機能を分担してまいります。

既に両院が経営統合し、双方が交互に協力し合える環境が整っておりますことから、脳神経外科の体制が整っている知多市民病院側で入院や手術を担う連携を図っておりますほか、産婦人科や小児科の領域では、東海市民病院側で入院を中心に患者の受入れを行っております。

今回、東海市民病院本院の移転に際しましては、大学医局の意向も踏まえ、整形外科医師を知多市民病院に集約し、6人体制で手術、入院などを充実してまいります。また、東海市民病院の外来診療も兼ねて行うことにより、地域全体の医療も維持してまいります。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

5点目、医療情報のバックアップ体制の考え方及び実施内容についてでございますが、総合医療情報システム導入時より災害時の対応など医療情報の安全性確保のため、専用の通信回線によりまして、関東と関西、2カ所のデータセンターに日々のデータをバックアップ保管しております。これにより、移転作業によってサーバの故障などが発生いたしましても、患者の方の医療情報が失われないよう担保されます。また、移転に合わせまして、データセンターに遠隔地保管したデータを直接参照できる仕組みを導入いたしますので、システム障害発生時にも過去の医療情報を参照することが可能となります。

続きまして、質問事項の2の質問要旨の1点目、分院及び知多市民病院の施設整備・改修の基本的な考え方についてでございますが、初めに分院の施設整備、改修につきましては、新病院建設までの約3年間という期間を念頭に、基本的には積極的な投資は行わず、安全な医療提供に不可欠な範囲の改修工事や、医療情報システム、医療機器の移転等を行うもので、総額は3億9,910万円でございます。

また、知多市民病院につきましては、東海市民病院との機能分担を行う整形外科の入院に対応した病棟改修で、総額は1,588万円でございます。

続きまして質問要旨の2点目、医療機能評価等コンサルの具体的内容についてでございますが、委託の内容は本院の医療機能移転に伴う分院及び知多市民病院の診療科の配置等を検討・評価することで、具体的には円滑な医療機能移転を図るための配置計画作成、移設費用等の評価、移転の進行管理等、移転全般のサポートでございます。

業者の選定につきましては、委託の内容から専門的ノウハウを備えた業者で、かつ移転までが極めて短い日程であることを踏まえ、本年度、既に組合から医療等再編業務支援委託を受託し、東海、知多両市民病院の現状及び課題を把握している業者との契約といたしました。

議長（井上正人）

荻田議員、再質問又は要望がありましたら、発言を許します。

11番 荻田信孝議員。

11番 荻田信孝議員

詳細な答弁ありがとうございました。

数点、再質問をお願いいたします。

まず1番目の2点目、2次救急指定を維持するための考え方及び具体的内容についてですが、救急業務については、場所が変わることで再度指定を取り直す必要があるとのことですが、計画どおり進めていただきたい。質問は現場における救急受入れに関してですが、現状の救急処置室で対応することになるのでしょうか、まず1点お尋ねします。

続きまして、3点目の分院の増床数の根拠及び具体的な内容についてですが、昨年の定例会の答弁では、本院の移転に伴い外来診察数不足になるため、処置室の中央処置室化を進めるとのことでしたが、具体的な内容及びスケジュールについてお

尋ねします。

続きまして、4点目の医療機能の基本的な考え方及び実施内容についてですが、知多市民病院に整形外科を集約するとの答弁でしたが、他の診療科において集約等の計画はあるのかお尋ねします。また、整形外科を集約することで、診察を受ける患者さんに対する交通アクセスはどのようになるのかお尋ねします。

続きまして、5点目の医療情報のバックアップ体制の考え方及び実施内容についてですが、本院及び分院の医療情報の互換性について、及び知多市民病院との医療情報の共有は可能なのかお尋ねします。

続きまして、2番目の1点目、分院及び知多市民病院の施設整備・改修の基本的な考え方についてですが、具体的な内容についてお尋ねいたします。

最後の再質問になりますが、2点目の医療機能評価等コンサルの具体的内容についてですが、コンサル費用の根拠についてお尋ねします。

以上、よろしくお願いたします。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

それでは2次救急に関連いたしまして、救急外来室の現状でございますが、本院の救急外来室と比べますと、分院の救急外来室はスペース的には狭くなっておりますので、必要な範囲でのスペースを確保するよう改修工事を進めてまいります。また併せまして、救急の機能を担保するために、救急車の受入口の整備を進めてまいります。

続きまして、中央処置室化の問題でございますが、本院と同様に中央処置室を設置してまいります。これにより診療スペースを調整しまして、外来診察数を確保してまいります。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

再質問の3点目でございます整形外科以外の診療科目の集約についてでございますが、大学医局からの意向も踏まえまして、常勤医師1人、眼科の医師でございますが、東海市民病院本院から知多市民病院に配置換えをする予定をいたしております。

す。

それから再質問の4点目でございますが、整形外科の患者さんが知多市民病院へ行く場合のアクセスでございます。整形外科に関しましては、医師を知多市民病院に集約するものの、東海市民病院へ交代で出向くことにより、外来診療を引き続き継続していくことを計画しております。地域の患者さんの不便とならないよう、その影響に配慮してまいります。また、広い意味での両院間の足の問題につきましても、患者の受診動向やニーズを踏まえて対応を検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

移転に際しまして患者情報をどのように受渡していくのかでございますが、診療を行う上で本院、分院両病院の患者情報が必要となってまいりますので、診療の際に両病院の患者情報がシステム上、あるいは紙カルテ上で参照できるよう対応してまいります。また、東海市民病院から知多市民病院へ診療が移る患者情報につきましても、医療の継続性が担保できるよう適切に対応してまいります。

続きまして、再質問の分院及び知多市民病院の施設整備・改修の具体的な内容についてでございますが、分院及び知多市民病院の施設整備・改修の具体的な内容は、分院の整備・改修内容といたしまして、1階、2階の外来診察室、3階分娩室、新生児室、3階から5階の各病棟の改修・整備、MRIを初めとした医療機器の移設に対応した遮へい工事、医療情報機器移設に伴うLAN配線工事、空調・電源等の整備工事、旧看護師寮への小児科分室の開設のための改修工事等でございます。

知多市民病院につきましては、主に整形外科患者を受け入れる病棟として3階病棟を再稼働いたしますので、車いす用トイレ、病棟用リハビリテーション室を設置するなどの改修でございます。

医療評価機能等コンサルの委託業務の内容でございますが、委託業務の内訳ごとの金額、設計額を請負率で按分した額でお答えさせていただきます。円滑な医療機能移転を図るための配置計画作成で588万5,000円、移設費用等の評価で228万2,000円、移転の進行管理等で338万3,000円の合計1,155万円でございます。

(傍聴席から発言する声あり)

議長 (井上正人)

傍聴者は静粛に願います。答弁中です。

東海市民病院事務局長 (小島正義)

合計1, 155万円でございます。

議長 (井上正人)

答弁はなるべくマイクに近づけてお願いをいたします。

荻田議員よろしいですか。では、要望がありましたら許します。

11番 荻田信孝議員。

11番 荻田信孝議員

詳細な答弁ありがとうございました。それでは答弁については、全体とは言いませんけれども、まあまあ理解したところでございますので、最後に要望を少し述べさせていただきます。

病院の移転は大変な事業です。多額の費用もかかり、多くの方がそれぞれのポジションで準備を進めることとなります。移転費用は4億1, 498万円、この金額を両市の世帯数7万8, 436で割ると、1世帯当たり5, 290円となります。この金額は、おおよそですが、軽自動車1回分の燃料給油の料金であったり、インターネットの通信料1カ月分に相当し、家計にとっては大切なお金です。新病院建設のためには必要な経費ではありますが、無駄、むら、無理を見つけ出し、経費の削減に向け精力的に進めていただきたい。ややもするとコンサルに丸投げになりがちですが、移転期日の5月1日までに関係部局ごと、例えば患者搬送委員会等でしっかりとした打ち合わせを進めていただき、管理者である加藤市長におかれては、その内容をチェック、フォローしていただくことをお願いし、要望といたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (井上正人)

以上で11番 荻田信孝議員の質問を終わります。

次に4番 神野久美子議員の質問を許します。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせてい

たきます。平成27年の早い時期での新病院の開院を目指して着々と準備が進められています。市民の皆様に喜んでいただける病院となるようさまざまな観点から質問をさせていただきます。

質問事項1、東海市民病院本院の移転について質問します。東海市民病院本院の移転については、東海産業医療団中央病院と統合したときに一度経験されたので、そのときの経験が生かされるものと考えます。平成24年1月16日の議員協議会提出資料によりますと、移転の基本方針、移転予定期日、移転費用の概要が書かれています。その中から4点お伺いします。

質問要旨1、医業収益確保策の検討及び医業収益の影響をどのようにみているのか。2、医療機能分担の調整はどのようになったのか。3、移転費用の内容は具体的にどのようになったのか。4、5月1日の移転の具体的スケジュールはどうなっているのか。

続いて、小児科分室は開設されて4年を経過したところで、建物も新しく東海市民病院の特徴の一つとなっています。発達障害を持つ子供さんの保護者からは大変喜ばれていますが、本院の移転に伴い、どうなってしまうのかという不安の声が多く聞かれております。質問要旨5、小児科分室をどうしていくのかお伺いします。

次に質問事項2、新病院について質問します。

昨年、地方公営企業法全部適用を受け企業団となった公立八女総合病院、地方独立行政法人化された大牟田市立病院を視察させていただきました。どちらも黒字経営をされていて、さまざまな努力をされていました。地方独立行政法人化による主なメリットでは、1、職員採用を法人の判断で自由に行える。2、人事給与制度を独自で決定できる。3、市議会で中期計画の議決を受けると、その間は予算執行が柔軟に行える。4、法人化により市に頼らず自分たちで地域医療を守っていくという自覚が増し、職員の意識改革が進んでいる。5、職員が一たん退職したりしないので、職員の不利益が最小限にとどめられる。主なデメリットでは、1、市側に評価委員会に係る事務が発生する。2、人事関係事務を独自で行うため、新たな事務負担が発生する。3、雇用保険料の負担が発生する。4、事務職の市からの派遣職員を法人職員に置きかえていく過程で、市側、法人相互の情報を把握しにくくなる可能性があるなどです。

質問要旨1、院長、看護部長、事務局長の人選の考え方や人事はいつごろの発表

になるのか。2、経営形態を決定するための検討はどうなっているのかお伺いします。

次に質問事項3、現在の病院事業について質問します。一般病床は平成23年度と比較して96床減少し502床となりますが、病床利用率を上げて少しでも繰入金金を減らす努力が必要です。そこで入院施設を持たない開業医との連携が重要となります。

質問要旨1、紹介患者数、逆紹介患者数の推移はどうなっているのか。2、病診連携、病病連携をさらに進めるための方策を考えているか。

次に、医師1人で年間約1億円の増収になるということで、医師の確保も重要な課題です。質問要旨3、医師の欠員や人員確保の見通しはどうか。

次に、統合に向けての人事交流が実施されていますが、いま一つの印象がぬぐえません。お互い大勢の中の数人が相手先の職場に行くわけですから、受入れ態勢も整え、気持ち良く働ける職場環境が必要であることは言うまでもありません。また、次世代を担う人材を積極的に派遣し、お互いの違いや良いところを取入れて改善していきたいものです。質問要旨4、人事交流の機会の拡大や一層の交流を推進するための方策はまとまったのかお伺いしまして、質問を終わります。

議長（井上正人）

管理者。

管理者（加藤功）

神野久美子議員の御質問にお答えさせていただきます。

質問事項1、東海市民病院本院の移転についてでございますが、平成27年度の新病院開院に向けて地域の医療を守り、医療提供機能を継続、強化していく必要がありますので、今回の移転につきましては、東海市民病院本院の有する2次救急機能を含む医療機能を東海市民病院分院に移転、継続するとともに、一部の医療機能について知多市民病院に集約・分担させるものでございます。移転に伴い、患者動向に変化があると考えられますが、医療機能面あるいは病院経営面に与える影響はできるだけ小さいものとしてまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますので、よろしくお願ひします。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

質問事項1、東海市民病院本院の移転についての質問要旨の1点目、医業収益確保策の検討及び医業収益の影響をどのようにみているのかでございませうが、医業収益の影響からお答えさせていただきます。平成23年度と平成24年度の当初予算で比較しますと、医業収益は91億565万円から89億1,475万円へ、1億9,090万円減少する見込みでございませう。この主な理由は、入院患者の移転搬送を安全に行うため入院患者を制限する必要があり、入院収益が1億8,700万円ほど減収するためでございませう。医業収益確保策の検討でございませうが、東海市民病院本院の移転に伴う収益面の減少をできるだけ小さなものとするため、最も収益への影響も患者の皆様への影響も少ない5月の連休を移転時期としたこと、移転により本院と分院が一体となり、本院医師と分院医師が集約されますので、院内において一層協力体制を強めていくこと、非常勤医師を含めた医師確保についても引き続きの課題でありまするが、改めて移転後の東海市民病院の強化につなげるよう強力に取り組んでまいります。いずれにいたしましても移転に伴う患者の減少を一刻も早く回復させ、地域の皆様が安心して利用いただける病院運営を行ってまいります。

続きまして2点目、医療機能分担の調整はどのようになったのかでございませうが、東海市民病院の移転に際して、医療機能を低下させることなく2次救急体制を維持できるよう東海市民病院本院の医療機能を現状のまま分院へ移設することを基本といたしました。また、この移転に併せ、大学医局との調整を踏まえ、両病院の整形外科の入院診療と手術対応を知多市民病院に集約して医療機能の高度化を図るとともに、東海市民病院本院・分院の眼科にはそれぞれ常勤医師が在籍していることから、本院眼科医師を知多市民病院に配置転換し、両病院で常勤医師体制としてまいります。

続きまして3点目、移転費用の内容は具体的にどのようになったのかでございませうが、移転費用は総額4億1,498万円を見込みました。内訳の主なものとしては、分院の1階及び2階の外来診察室改修、3階から5階までの病棟等の整備改修と知多市民病院の3階病棟の改修で合わせて1億6,055万円、分院へのIT移転関係で医療情報システム移設やLAN配線工事等で1億683万円、MRI等の

医療機器移設で8,020万円、患者、物品の引越し費用として搬送計画作成及び実際の搬送費用の4,080万円などがございます。

続きまして4点目、5月1日の移転の具体的スケジュールはどうなっているのかでございますが、このたびの移転作業につきましては、1月18日付けで愛知県へ病院開設届の一部変更許可を申請し、2月上旬から分院の施設改修に着手しております。また、放射線機器につきましては4月中旬から順次移設を行い、5月1日に本院の入院患者を分院へ搬送する予定でございます。また、患者の搬送後につきましても、医療情報システムや他の医療機器の移設などを実施し、ゴールデンウィーク明けの5月7日月曜日から外来診療を開始する予定でございます。

これは、平成20年4月1日の旧東海産業医療団中央病院との統合の場合と比較いたしますと、準備期間については当時とほぼ同じ3か月でございますが、内容といたしましては、本院・分院の診療を継続しながら本院の医療機能を移転、移設するもので、当時とは患者搬送の規模が異なりますし、施設改修や医療機器の移設はございませんでした。このため、この移転に当たりましては、両病院内に患者搬送、物品搬送、診療などの特別委員会を設置するとともに、専門業者によるサポートを得ながら当時の経験を生かし、安全を確保しつつ進めてまいりたいと考えております。

続きまして5点目、小児科分室をどのようにしていくのかでございますが、分院への移転後は、旧看護師寮で従前は訪問看護ステーションとして使用しており、現在倉庫としております1階部分を改修して、小児科分室を開設いたします。現行の小児科分室の建物につきましては、分院の敷地が狭く移設余地がないこと、解体、再建築に期間がかかることなどから、現行の建物を再利用することは困難となるものでございます。また、新病院に向けてのあり方につきましては、今後検討を進めてまいります。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

続きまして質問事項の2、新病院についての1点目、院長、看護部長、事務局長の人選の考え方や人事はいつごろの発表になるのかでございますが、高度救急医療の一翼を担う、市民や医療機関から信頼される500床クラスの地域中核病院、こ

れに必要とされる経営組織としては、現在組合が経営している300床や350床の病院組織を集約・統合するだけでは十分ではないと認識しております。そのため、さまざまな分野において対応できる能力や経験に裏付けられたリーダーシップを有する幹部職員が今以上に必要であり、職員を外部に派遣して育成することや、外部からの人材を登用するなど幅広く人材を求めてまいります。

平成24年度は、新病院の実施設計の策定と、病院医療機能の具体的な運営計画を策定するなど、新病院の開院を十分に意識しなければならない時期となりました。現時点では両病院長をトップとした現場スタッフにより名古屋大学の谷口教授、愛知県病院事業庁の二村病院事業庁長にアドバイザーとして御助言をいただきながら調整・協議を進めておりますが、御質問いただきました人事体制等につきましては、しかるべき時期までに発表できるよう関係各位との協議・調整を進めてまいります。

続きまして2点目、経営形態を決定するための検討はどうなっているかでございますが、「新病院建設基本構想・基本計画」では、「新病院の運営形態については、厳しい経営状況の中での円滑な統合を考慮して、現時点では、現状の両市民病院を運営している西知多医療厚生組合による地方公営企業法の一部適用とするものの、新病院の建設段階等において、地方公営企業法の全部適用化も視野に入れて検討を行うもの。」としております。

地方公営企業法を全部適用にする主なメリットとしては、予算や議会関係など限られた事項以外の多くの権限を組合管理者から常勤の特別職である病院事業管理者に移すことにより、経営責任と権限を明確にし、変化する医療環境に対して迅速かつ柔軟な対応が可能になると考えております。しかしながら、財政的に一般会計に依存している状態では、全部適用のメリットを十分に発揮するには至らないこともあり、他の事例も参考に新病院の体制整備を進める中で全部適用化についての検討を続けてまいります。

以上です。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

次に御質問事項の3、現在の病院事業についての1点目、紹介患者数、逆紹介患者数の推移についてでございますが、紹介患者数は、東海市民病院では本院・分院

合わせて平成21年度3,820人、平成22年度3,923人、平成23年度は12月までに2,889人でした。知多市民病院では、平成21年度3,990人、平成22年度4,205人、平成23年度は12月までに3,248人でした。また逆紹介患者数は、東海市民病院では本院・分院合わせまして平成21年度2,516人、平成22年度2,353人、平成23年度は12月までに1,751人でした。知多市民病院では、平成21年度2,904人、平成22年度3,083人、平成23年度は12月までに2,367人でした。

次に2点目、病診連携、病病連携をさらに進めるための方策を考えているかという御質問でございますが、限られた医療資源を有効活用し、地域完結型の医療を進めるためには、病院と診療所、病院と病院との連携が不可欠であります。今年度、東海市民病院では、医療連携相談室の組織を再編、強化いたしました。また、知多市民病院では、地域医療推進室に加え、多職種による地域医療推進チームを発足させ、病院全体で推進する体制を整えました。主な活動を知多市民病院の例で申し上げますと、病診連携協議会の開催、市民病院の診療案内冊子の配布、地域の医療機関の情報把握のためのアンケート調査の実施、玄関ホールなどへ地域医療機関案内図の設置、また「地域医療推進だより」の定期発行などを実施しております。さらに昨年より、院長初め担当部門責任者が地域医療機関を順次訪問し、相互理解と連携強化を推し進めております。実際の診療に当たりましては、紹介患者に対する円滑な診療の実施、迅速な回答、確実な逆紹介の推進などとともに、必要に応じ適切な医療機関を紹介していくというようにしております。また、紹介状を持参しないで受診される方には、できる限りかかりつけ医の紹介状をお持ちいただくように御案内するなど、日常的に地域医療連携を推進しております。これらの着実な活動を通じ、相互理解のもと、地域医療機能の分担と連携がさらに深まっていくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に3点目、医師の欠員や人員確保の見通しはどうかについてでございますが、東海市民病院では産婦人科、呼吸器内科、小児科などの診療科の常勤医師が、また知多市民病院では神経内科、麻酔科、放射線科などの診療科の常勤医師が不足しております。このため関連大学医局に対し、医師派遣の依頼を継続しているところですが、常勤の派遣が困難な場合には非常勤医師の派遣により診療体制を維持してい

る場面もしばしばございます。一方では、新病院における発展的な医療の展開に期待を寄せていただいていることから、診療科によりましては、新病院をにらんで体制を充実していただける場合、あるいは充実を予定していただける場合もございます。いずれにいたしましても、各方面から期待されるような魅力的な新病院建設を進めることが重要と考えており、人材確保を視野に入れながら積極的に議論を進めてまいりたいと考えております。

次に4点目、人事交流の機会の拡大や一層の交流を推進するための方策はまとまったかという御質問についてでございますが、両院は開院からの生い立ちや地域における役割の違いなど、病院の顔はそれぞれ異なっております。それと同様に、そこで働く職員の文化や価値観も同様ではございません。今回、両市の病院が一つになって新しい時代の医療を担っていこうとすると、職員相互の一体感の醸成は欠くことができません。そのため、平成22年度から看護師の研修交流などを進めてまいりました。さらに、平成24年度からは東海市民病院本院の移転を契機に、整形外科の領域で医師、看護師などが知多市民病院で一体となって医療を展開する段階に至ります。今後は実践を通じて双方の職員の融和や円滑な組織運営に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（井上正人）

神野議員、再質問又は要望がありましたら、発言を許します。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

4点再質問をさせていただきます。

まず質問事項の1の3ですが、移転費用について詳しく説明をいただきました。5月1日に移転をするということで、時間外勤務とか、そのときにお休みだったのに出勤する必要が出てくる方たちもいると思われそうですけれども、その辺をどのように考えているのかお伺いします。

続きまして、質問事項2の1ですが、先ほど総務部長から職員を外部へ派遣してというお話もありましたが、具体的にはどのようなことを考えておられるのかお伺いします。

続きまして3の2ですが、先ほど病診連携、病病連携の具体的な知多市民病院の取り組みをお伺いしました。東海市民病院ではどのようにされているのかお伺いし

たいと思います。

あと3の3ですが、新病院を視野に入れて医師の派遣等を考えていただいているというお話がありました。具体的にはどのようなことを、例えばどの科でこのように考えていただいているとかということが分かりましたらお伺いしたいと思います。

以上4点お願いいたします。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

移転に際し、職員の負担ということの御質問だと思います。実際に連休中の移転になりますので、職員全体での協力体制、全病院でそれぞれの分担をこれから決め、病院職員全体で取り組んでまいります。そういったときに、やはり先ほど申し上げましたように患者様の搬送、入院患者数を一定数まで減らして安全に移転していくことが一番重要なポイントだと思っております。そこに向けて職員全体でやってまいります。移転そのものにつきましては、やはり職員全体の力が必要ということになりますので、一定の負担があります。時間外対応を一部お願いしなくてはならないと思っております。

通常の医療を維持しながらの移転ということになりますので、その辺りの分担を明確にしながら、通常の医療と移転業務を併せて、適切に移設をしていきたいというふうに思っております。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

2点目の御質問、外部派遣の予定でございますが、現在のところ、それぞれ病院事業のさまざまな分野のセミナーに参加させております。例えば先般ですと、知多市民病院で脳神経外科診療が常勤化された折には、医師派遣元である藤田保健衛生大学に現場を担う職員を派遣して、その業務に対応させております。

将来的には救急科を充実させてまいりますので、そういった分野の先進機関に職員を派遣して育成していくことも行ってまいりたいと考えております。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

病診連携、病病連携、東海市民病院の例はということでございます。平成23年4月に院長直轄の組織として新たに組織を設置いたしました。最初の取組みといたしまして、市内医療機関と顔の見える関係を構築するため、連携室の責任者となりました医師と担当者が毎週1施設ずつ訪問し、連携強化をお願いするとともに、御意見、御要望を伺って取りまとめていく作業を行っております。また、窓口では従前、事務職を中心とした対応という現状でございましたが、医療職である看護師がかかわることによりまして、より患者の病状や状況に応じた対応ができるようになっております。今後、この取組みをさらに進め、病診連携、病病連携が強化される体制をとりたいと考えております。

以上でございます。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

再質問の4点目、新病院をにらんで医師派遣を充実していただける場合、あるいは充実を予定していただける場合の具体的な例でございますが、昨年より知多市民病院では脳神経外科が再開しております。再開に当たりましては、常勤医師2人、それから非常勤医師4人の非常に充実した体制で支援していただいております。大学医局の意向としましては、新病院をにらんでの派遣であるというように配慮をいただいております。今後さらに充実を考えていくということも聞き及んでおりますので、こういった例がございますことを御紹介させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（井上正人）

神野議員要望がありましたら発言を許します。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

1点要望をお願いしたいと思います。先ほどの質問事項の1の5で小児科分室のことを申し上げさせていただきましたけれども、非常に新しい建物ですので、何とか残していくことができるような考え方をお願いしまして、要望といたします。

以上です。

議長（井上正人）

以上で4番 神野久美子議員の質問を終わります。

次に12番 黒川親治議員の質問を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

議長の許可を得ましたので、通告順に従いまして次のことを質問いたします。

1点目は新病院建設地について、2点目は新病院建設に伴う知多市民病院の医療体制についてであります。明確な答弁をお願いいたします。

1点目、新病院建設地について。当初の予定地でありました知多市緑町から東海市民病院本院用地にされましたが、最初の4候補地にプラスして、東海市、知多市民病院用地を加えて6候補とした検討状況が明確でなく、まさに両市長の密室協議で行われていると言われても仕方がない状況であり、次のことを質問いたします。

昨年11月4日の私の一般質問では、医師会の意見については、東日本大震災の発生後における建設予定地に対する意見を尊重してと答弁をしています。そこでお聞きいたします。1点目、予定地を決める前に地元医師会や両病院の医師の意見を聞いたのか。

次に2点目ですが、両市議会につきましても、協議会で事後報告して了解いただいているというふうに認識していると答弁をしています。そこでお聞きいたします。東海市民病院本院用地を決定する前に、両市議会の意見をなぜ聞かなかったのか。

次に2つ目、新病院建設に伴う知多市民病院の医療体制についてお尋ねいたします。新病院が東海市民病院を取り壊して建設されることから、知多市民の声として、「東海市民病院の建て替えではないか。」、「市境と言うけれど知多市の主な市街地から見ると遠い場所であり、通院には不便になる。」、「知多市民病院を残し、新病院との医療連携をすればよい。」など疑問や反対の声があります。以上のことより次のことを質問いたします。

1点目、知多市民病院の今後のあり方について、住民説明会やアンケートなどで市民の意向を聞く考えはないのか。

2点目、知多市民病院を後方支援病院と位置付けしているが、具体的にどのようなものとするのか質問いたします。

議長（井上正人）

管理者。

管理者（加藤功）

黒川親治議員の御質問にお答えさせていただきます。

質問事項の1、新病院建設についてでございますが、3月11日の東日本大震災による甚大な被害を目の当たりにし、より高い安心・安全な視点を重視し建設予定地を再検証するとともに、これまでの候補地選考要件や医療機能への影響などを総合的に判断し、東海市中ノ池、現在の東海市民病院に建設地を変更いたしました。

各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

質問事項1、新病院建設地についての1点目、予定地を決める前に地元医師会や両病院の医師の意見を聞いたのかでございますが、東日本大震災の被害状況が明らかになるにつれ、医療関係者、両市の医師会、医師団、両市民から沿岸部での建設によるリスク回避を求める意見や要望を多数いただきました。そうした皆様の意見を踏まえ、これまでの候補地選考要件や医療機能への影響などを総合的に判断し、建設予定地を東海市民病院本院用地としたものでございます。

続きまして2点目、東海市民病院本院用地に決定する前に両議会の意見をなぜ聞かなかったのかでございますが、今回の予定地変更につきましては、災害時にも病院機能が発揮できる安全性の高い場所などの選考要件を追加し、緑町を決定した前回と同様に、両市長、両市議会議長で候補地の一本化の協議を重ね、組合全員協議会で御報告をいたしました。その後、両市の市議会全員協議会においても同様の報告がなされ、御了解いただいているものと考えております。

続きまして質問事項2、新病院建設に伴う知多市民病院の医療体制についての1点目、知多市民病院の今後のあり方について住民説明会やアンケートなどで市民の意向を聞く考えはないのかでございますが、新病院開院後における知多市民病院施設の活用につきましては、知多半島医療圏北西部の医療状況を踏まえつつ、地域医療関係者等の御意見を参考に、今後、県などと必要な協議を行っていくこととなります。そうした経緯を踏まえ、市民の意向を反映できるよう努めてまいります。

続きまして2点目、知多市民病院を後方支援病院と位置付けしているが、具体的にはどのようなものと考えているのかでございますが、新病院開院後における知多市民病院の活用方策につきましては、今後、多方面からの検討や調整を進めてまいります。

以上でございます。

議長（井上正人）

黒川議員、再質問又は要望がありましたら、発言を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

再質問します。全部ふざけた答弁だね、正直言って。前回と一緒じゃないですか。

1点目の新病院建設についての1点目、2点目についても前回と全く一緒の答弁ではないですか。私が質問しているのは、まず1点目は、事前に聞いたのかということです。前段ではっきりと言っているではないですか。1点目の1については、要望は聞いたとの答弁ですが、決める前に意見を聞いているかと質問しているのです。それは1点目の2もそうです。通常の議会なら、このような重要な問題は、少なくとも議会に諮って結論を明確に出すべきだと思うのです。それを報告したからそれで了承されると。何も了承していません。そのことについてが、まず1点。

それから次に、知多市民病院の医療体制についてですが、知多市民が一番心配していることとして、後方支援病院というのはどういう病院なのかと、そういうことを言っているのですね。昨年11月4日の一般質問の中でも私は質問しましたが、それに対して、後方支援病院についてはその時点で考えるという答弁でしたよね。明確にしてほしい。例えば、新しい病院ができれば後方支援の役割が果たせなくなったので廃止をすとか。ならば、廃止した場合に知多市民病院の医療体制はどうするのか。そういうことを含めて十分に検討する必要があるでしょう。知多市民が考えているのは、知多市に市民病院がなくなった場合、医療体制をどうするのかということです。そこに大きな問題があると思いますよ。それについてまじめに答えてほしいと思います。

そして全体的な問題として言っておきますが、市民の意見を聞いてほしい。市民の意向というのは議会制民主主義の原点ですよ。ですから、何度も質問しているのです。特にこのままでいけば市民病院がなくなるかもしれないという知多市民にと

っては重大な問題なんです。私は、知多市と東海市議会の日本共産党議員団で1月23日に兵庫県の小野市と三木市に視察に行ってきました。ここは、知多市、東海市と同じように市民病院が統合し、小野市に新病院の建設が行われているところがあります。特に市民病院がなくなる三木市においては、統合前の平成20年1月に市民アンケートを実施しています。そのアンケート結果は、統合に賛成が半数以上、賛成のうち5割弱が場所は小野市になってもやむを得ないと回答しています。平成21年の1月には住民説明会を開き、住民の意見も聞いています。また、当時の三木市の医師会の会長が、小野市とは医師や患者の交流が多く、開業医と新しい総合病院でより連携しやすくなるのではとコメントし、市議会の全会一致で病院統合に賛成しています。もちろん、小野市と三木市の場合と今回の場合とでは、若干の違いはありますが、市民の意見をそういう形で取り入れると同時に、国・県からの統合と言われている病院の立場を議会も含めて正直に話をすればいいのではないのでしょうか。

そこでお聞きしたいのですが、今回建設地の変更に伴い、建設費用の負担割合が東海市と知多市でトータルでは約6対4となります。最初に統合すると決めたときは5対5で決めていました。建設地は、東海市と知多市の市境でした。変更後は負担割合が東海市が多い結果となっているわけですが、東海市側には申し訳ないという気持ち、つまり引け目があったのか。知多市としては取引したのか。これ、私が言っているのではないのです。多くの知多市民が疑問として持っているのです。医師会に出した6カ所のこの検討書を見ても、おかしいのです。最終的には災害の問題で東海市民病院と知多市民病院が残っているわけです。その中で東海市民病院としているのです。長くなりますので、もう1点だけ言います。例えば、駅前のロータリーの有無ということを検討していて、尾張横須賀駅はあります。高横須賀駅にもあります。古見駅にはありません。朝倉駅にはあります。これを見ると知多市民病院が明らかにまずいという検討結果なのです。そういうことを踏まえて両市長に聞きたいのですが、お互いに協議したときにその辺りに対する疑問はどのようにお考えになっていますか。対等に統合するのであれば、負担割合は5対5でいいのではないですか。

以上です。

議長（井上正人）

黒川議員、確認をさせていただきます。

今の再質問は質問事項1の1、意見を聞いてないということ。それから質問事項2の2、後方支援についてということ。ほかにはどこの部分での質問でしょうか。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

あの最後の質問です。最後の質問は統合問題ですから。

議長（井上正人）

何番ですか。

12番 黒川親治議員

1番に関連しますけどね。

議長（井上正人）

1のどこの再質問ですか。

12番 黒川親治議員

1の1、2に関連します。

議長（井上正人）

1の2ですか。意見を聞かなかったという、このことよろしいですか。

では、答弁をお願いします。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

1点目でございます。地元医師会や両病院の医師の意見を聞いたのか、特に地元医師会に事前に聞いたかでございます。先ほどもお答えした内容では、事前にその御要望をいただいておりますので、建設予定地そのものの場所の決定行為を聞いたかという御質問であれば、それは聞いておりません。しかし、建設地を決める要件、御要望はお聞きしたと御答弁させていただいたところでございます。

それから2点目になりますか、1の(2)の両市議会の御意見のところでございますが、こちらのほうも御了解をいただいているという先ほどの答弁と同じでございますが、建設予定地の候補条件、要件について、これは以前にもお答えさせていただきましたが、病院等連携協議会においてそれぞれの市議会から委員として6名ずつ御参加いただき、要件について御議論をいただきました。建設予定地の特定行為につきましても、先ほど答弁したとおりでございますけれども、このような形で議会

の御意見を反映させていただいておるものと考えております。

それから、後方支援病院の具体的な内容につきましては、今後、御議論がいろいろあると考えております。現時点では、東海市民病院分院にございます療養病床につきましては、新病院の計画の中には直接的にはその役割は入っておりません。新病院は、いわゆる急性期の病院機能のみでございますので、そうした療養機能の病床を今後どのような形で、この地域の医療の中で提供をしていけるかということその根幹に置いておるところでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

黒川議員、要望がありましたら、発言を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

いずれにしても明らかな答弁が何もないということです。

議長、答弁漏れがあるのですが。

議長（井上正人）

答弁漏れですか。どこですか。

12番 黒川親治議員

はい。いわゆる建設地の変更に伴う費用負担が、今回の位置の決定によって東海市がちょっと多目で知多市が少ないとなっている。知多市民から見ればいいと思うのですが、対等ならば、費用負担は5対5でいいのではないかという質問をしました。その取引があつたのかという質問です。

議長（井上正人）

それはどの質問に対する再質問ですかという確認を先ほどいたしました。

12番 黒川親治議員

ですから、1点目の新病院建設地についてです。

議長（井上正人）

先ほどは1の2でよいか確認しましたが、そうではなく1の1なのですか。

12番 黒川親治議員

いやいや、だからこれは1点目も2点目も予定地を決めるときの状況ですから、1でも2でも関連しています。

議長（井上正人）

質問要旨の中に入っている質問しかできないということをさきの議員協議会でも確認しております。今、黒川議員がおっしゃっているたぐいの質問は、最初に入れて言っていたかできないということですので、よろしく御了承のほどお願いいたします。

1 2 番 黒川親治議員

議長としては関連的な質問も当然認めるべきだと思います。議長はやはり議会の議員の味方ですからね。何で行政側の味方をしているんですか。

議長（井上正人）

今、言われたことも議員協議会でおっしゃっていただきたいと思います。ここでの議論には当たりません。

1 2 番 黒川親治議員

分かりました。要望ではありませんが、一応要望的なことを言います。いずれにしても答弁そのものがない、市民のことを思っていないということと言いまして終わります。

議長（井上正人）

以上で1 2 番 黒川親治議員の質問を終わります。

次に3 番 田中雅章議員の質問を許します。

3 番 田中雅章議員。

3 番 田中雅章議員

それでは東海市議会の田中でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告してあります4 事項、要旨10 点について御質問をいたします。

質問事項1、両市医師会からの要望・連携について2 点お伺いします。

(1) 昨年6 月ごろに両市長あてに出された両市医師会の要望に対する取り組み状況についてお聞きします。

(2) 今年度開催された地域医療連携会議の意見の概要と今後の取り組みについてお聞きします。

質問事項2、新病院に向けての取り組みについて3 点お伺いします。

(1) 利便性を高めるための取り組み状況について。

(2) 両病院の経営分析及び新病院建設までの間の経営状況の分析について。

(3) 地域医療への影響を最小限にするための取り組みについてお聞きします。

質問事項 3、新病院建設までのスケジュールと地域への説明について 4 点お伺いします。

(1) 当初の計画面積の 3 分の 2 の敷地面積となったが、当初の基本構想からの変更について。

(2) 計画地を変更したことにより、東海市民病院本院を取り壊し、3 病院体制から 2 病院体制になるが、医療機能、職員体制を含め多くを変更することはあるのか。

(3) 新病院建設までの間の利用者対策及び病院機能の再編の考えについてお伺いします。

(4) 新病院建設期間中、特に影響が考えられる東海市中ノ池地区への説明及び両市民に対する説明についてお聞きします。

質問事項 4、職員の処遇と組織の一元化について 1 点お伺いします。

(1) 職員一丸となって新病院に向かう体制の整備は進んでいるのかお聞きします。
以上。

議長（井上正人）

管理者。

管理者（加藤功）

田中雅章議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問事項の 1、両市医師会からの要望・連携についてでございますが、新病院の基本方針の一つは、地域の医療機関や保健・福祉機関と連携し、地域住民の健康推進を図ることであり、急性期医療を担う地域の中核的病院として地域医療機関と連携を強化し、それぞれの機能を分担することが重要であると考えております。そのための意見交換の場として、今年度から両市の医師会、歯科医師会、薬剤師会などを委員とする地域医療連携会議を開催しています。

各御質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますので、よろしくお願ひします。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

御質問事項の 1、両市医師会からの要望・連携についての 1 点目、昨年 6 月ごろ

に両市長あてに出された両市医師会の要望に対する取り組み状況についてでございますが、東日本大震災の発生後におきまして、両市の医師会、医師団からそれぞれの市長に対し御意見をいただきました。その内容といたしましては、新病院の計画に対し、この大災害を教訓にして、より安全性の高い病院を計画し、災害時などにおける病院の事業継続性をも確保できるよう、新病院の立地条件、設計、運用についても慎重に検討を求めるものでございました。また、知多半島医療圏北西部の中核病院として近接の災害拠点病院の補完機能を十分に発揮するためにも、交通網などの十分な防災対策を求めるものでございました。これらの意見も参考にした上で、新病院の建設予定地については変更したもので、両市の医師会、医師団の代表者に参加していただいている地域医療連携会議等を通じて予定地変更の経緯について説明をいたしました。今後も、医師会を初め医療関係者の皆様とはさまざまな機会を通じた意見交換を行ってまいります。

続きまして2点目、今年度開催された地域医療連携会議の意見の概要と今後の取り組みについてでございますが、地域医療連携会議は本地域の現状課題を共有し、医療提供体制の具体的な方策を検討・協議するために設置したもので、これまでに2回会議を開催いたしました。7月に開催した第1回会議では、新病院建設基本構想・基本計画の概要を説明し、委員、参与からは新病院について「地域の医療状況に応じた機能分担を進め、病病連携、病診連携を図ること。」、「大規模な自然災害や事故など非常事態の際に備えるべき医療体制の検討を」などの意見が出されました。また、地域医療の状況等を踏まえ「医療連携体制の促進」、「急速に進む高齢社会によって増加する終末期患者に対応するため、入院から在宅までを一連のものとして医療、介護体制のあり方を考えなければならない。」などの御意見をいただいております。10月の第2回会議では、新病院建設予定地の再検証について、その結果などを津波シミュレーション映像を交えながら報告いたしました。委員からは建設予定地変更の詳細な経緯を求められ、説明をいたしました。今後の取り組みといたしましては、引き続き市民の皆様の安心・安全につながる地域医療の連携体制について継続的な協議を進めるとともに、新病院建設の進捗や現状の病院事業の状況につきましても随時報告してまいります。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

質問事項 2、新病院に向けての取り組みについての 1 点目、利便性を高めるための取り組み状況についてでございますが、新病院建設予定地である現東海市民病院本院の周辺道路網などの整備及び連絡バスの運行等につきましては、利便性向上策として組合といたしましても必要と考えております。今回の本院移転に際しましては、本院周辺地域と本院・分院間の利便性が損なわれないよう、現在の本院・分院間のシャトルバスの運行を当面継続していく予定であり、東海市の循環バスについても本年 3 月の路線見直しに当たり、3 路線のうち 2 路線が現東海市民病院分院を経由するよう予定されております。

なお、病院間の利便性向上策につきましては、今後、患者の受診動向やニーズも踏まえて対応してまいります。

続きまして 2 点目、両病院の経営分析及び新病院建設までの間の経営状況の分析についてでございますが、主な経営指標であります医業収支比率では、平成 22 年度の 3 病院の状況を申し上げますと、東海市民病院は 94.4%、東海市民病院分院は 76.8%、知多市民病院は 92.9% の状況でございます。経営状況を分析しますと、分院は常勤医師の体制が経営指標に大きく影響いたします中小規模の病院であり、医師の欠員により医業収支比率の数値も低くなっております。新病院建設までの経営状況につきましては、移転後の東海市民病院の医療機能は、基本的には本院で担ってきました 2 次救急医療と分院の健診機能や療養機能を併せ持つ病院となります。移転後の医療体制を充実させるとともに、その特徴を生かした医療提供を行ってまいります。

なお、本院・分院の集約を行いますので、病院事業全体における医師や看護師等の効率的で適切な人員配置や管理経費の削減なども図ってまいります。また、知多市民病院においては、今回の移転に際し、整形外科の機能分担等による強化も進めてまいりますので、両病院間における 2 次救急医療や各部門の連携強化も一層行うことによりまして、安定した病院経営に努め、経営指標も改善してまいります。

続きまして 3 点目、地域医療への影響を最小限にするための取り組みについてでございますが、これまでの東海市民病院本院・分院、知多市民病院の 3 病院体制により地域医療を担ってまいりましたが、今回の本院の移転により移転後の東海市民病院と知多市民病院の 2 病院体制とするとともに、新病院建設に向けて一部機能を

知多市民病院と分担してまいります。病院事業全体の病床数は653床から557床へと92床削減し、東海市民病院の場所も変更となりますが、現行の医療機能について移転後の257床の東海市民病院と300床の知多市民病院によりそれぞれの医療機能を発揮し、医療体制の維持・強化と両病院間の連携・協力を図ることに よりまして、できる限り地域の皆様に提供する医療に影響を与えないよう取り組んでまいります。移転後の東海市民病院では、2次救急医療を継続するとともに、産婦人科や小児発達外来を含む小児科などの各診療部門を初め療養機能や健診機能も維持してまいります。また、知多市民病院では、整形外科の入院・手術機能の集約や眼科の強化などを進めてまいります。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

続きまして質問事項3、新病院建設までのスケジュールと地域への説明についての1点目、当初の計画面積の3分の2の敷地面積となったが、当初の基本構想からの変更についてでございますが、新病院建設予定地の変更により敷地面積が約6万平方メートルから約4万2,000平方メートルとなりましたが、昨年度作成した「基本構想・基本計画」に基づく新病院の医療機能については変更することなく計画どおり進めることができます。敷地面積への対応といたしましては、本体建築物を敷地中央にコンパクトに配置するとともに、立体駐車場を設置し、約700台の駐車スペースを敷地内に確保してまいります。また、今後も利用者の利便性を高める方策などを検討し、必要な対策を行ってまいります。

続きまして2点目、計画地を変更したことにより東海市民病院本院を取り壊し、3病院体制から2病院体制となるが、医療機能、職員体制を含め大きく変更することはあるのかでございますが、建設地を変更したことにより東海市民病院本院を取り壊し、その後、同一場所に新病院を建設することとなります。そのため、入院患者の移動や医療機器の移設など取壊し工事にかかる準備期間から新病院が完成するまでの約3年間は、現在の3病院体制から2病院体制となります。その期間中の医療機能につきましては、病院経営の面からも2病院体制となることによる影響をできる限り小さいものにとどめるとともに、一部の医療機能については病院間における機能分担等を行い、新病院につながる医療機能を提供してまいります。

また、職員体制につきましては、組合全体の規模を大きく変更することはございませんが、今後の2病院、さらには新病院での職員体制を意識し、新病院建設を担う病院職員の集約や、開院時の経営体制に向けた段階的な変更が必要になることと考えております。

続きまして3点目、新病院建設までの間の利用者対策及び病院機能の再編の考え方についてでございますが、東海市民病院本院を移転することにより、病院利用者を初め多くの方に不便をおかけいたしますが、まずは利用者対策として現在運行しているシャトルバスを継続するとともに、ニーズに応じて知多市民病院まで延長運行するなど、患者の足の確保に努めてまいりたいと考えております。新病院建設までの間における利用者対策、病院機能の再編の考え方につきましては、2病院体制になることにより不便になったり、あるいは2次医療や2次救急医療を十分に提供できず、利用者の皆様方の地域外への流出などの地域全体の医療機能が低下することにならないように対応してまいります。

続きまして4点目、新病院建設期間中、特に影響が考えられる東海市中ノ池地区への説明及び両市民に対する説明についてでございますが、東海市民病院本院の移転や取壊し工事、新病院の建設工事に関し、一番影響が大きいと考えられます東海市中ノ池地区への説明につきましては、早急に行えるよう自治会役員に調整をお願いしているところでございます。また、市民への御説明につきましては、3月の両市の広報で、あるいは組合のホームページでお知らせしてまいります。

続きまして質問事項の4、職員の処遇と組織の一元化について、職員一丸となって新病院に向かう体制の整備は進んでいるのかでございますが、新病院建設につきましては、昨年度に「基本構想・基本計画」を策定し、本年度は新病院の開院に向けて、患者受付、検査・診療から手術、退院に至るまでの各業務の手順やルールとなる運営計画などの策定に取りかかっております。より良い病院を作るためには、できるだけ多くの現場職員のニーズを拾い上げるとともに、自分たちで病院を作るという職員全体の意識レベルを上げることが必要です。現在の計画策定に当たりましては、両病院の医師、看護師、放射線技師など延べ130人が参加する部門ごとの合同会議を複数回にわたり開催しております。こうした会議においては、新病院でどのような医療提供をすべきかなど白熱した議論も出ており、自分たちの病院との認識のもと、職員一丸となって新病院に向かう体制の下地ができつつあると感じ

ているところでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

田中雅章議員、再質問又は要望がありましたら、発言を許します。

3番 田中雅章議員。

3番 田中雅章議員

非常に分かりやすく丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは終わります。

議長（井上正人）

次に10番 島崎昭三議員の質問を許します。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

それでは質問をさせていただきます。

病院事業を考えると大切なことは、一つはやはり病院事業に対する経営がどうあるべきかということ。それからもう一つは、その病院の中で、市民サービス、すなわち市民の皆さんに良質な医療をどう提供できるかということに懸かるだろうと思います。

そういった上で今回は、後者の市民の皆さんに対する医療サービスをどのように担保するのかを質問いたします。その担保する中にありまして一番大切なのは人の課題でございます。人の課題と言いますのは、医師あるいは看護師がどう配置をされているのか、どういう実態にあるのか、それからどのような形で今後、それらについて対応していくかという観点からの質問をいたします。

1番目は医師の動静についてでございます。

1点目は医師確保に向けた状況について、2点目は臨床研修医確保の動向についてお聞きをいたします。

それから、2番目は職員の人事についてでございます。

1点目は人事交流の状況と今後の計画について、2点目は看護師の配置状況について、3点目は知多市民病院の3階病棟再開に伴う看護師配置の考え方について、以上お聞きをいたします。

議長（井上正人）

管理者。

管理者（加藤功）

島崎昭三議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問事項1、医師の動静についてでございますが、いよいよ基本設計の中で新病院の姿を議論する段階に至りましたが、新病院を支える人材という観点では、その環境は依然と厳しく、社会的な医師不足は解消しておりません。しかし、医師の確保は新病院の将来を左右する重要な案件であると考えており、両院の院長とともに新病院の医師確保に全力で取り組んでいるところでございます。今後とも、この医師確保についてはしっかりと取り組んでまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますので、よろしく申し上げます。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

御質問事項1、医師の動静についての1点目、医師確保に向けた状況についてでございますが、医師不足の状況は依然として続いており、どの診療科におきましても確保、増員は容易でない状況でございます。折しも、近隣の常滑市を初め新病院建設が今後相次ぎ、人材の確保は予断を許さない状況ともなっております。そのため、関連大学医局の各教室には、私ども新病院の計画を携え両院長が積極的に訪問し、PRを兼ねて医師確保への努力を続けているところであります。そのかいあって、知多市民病院の脳神経外科など一部の診療科では、知多半島北部医療圏における新病院の役割に期待を寄せ、支援に乗り出してきていただいているケースもございます。

今後とも、関連大学医局との連絡を積極的に継続していくとともに、魅力的な新病院建設に努めることにより、多くの人材を引き付けることができるよう努力してまいります。

次に2点目、臨床研修医確保の動向についてでございますが、臨床研修医を確保する方法といたしましては、医師臨床研修マッチング協議会に参加して、病院と研修医の希望を一致させる必要がございます。そのため、知多市民病院では臨床研修委員会を組織化し、研修担当医師を中心に研修医にとって魅力的なプログラムを立

案するとともに、病院を挙げて研修医の育成に取り組んでいるところでございます。

平成22年度に実施されました組合せ決定におきましては、1人の一致を得ましたが、事情により平成23年度の採用までには至りませんでした。今年度を実施されました組合せ決定におきましては2人が一致いたしましたので、順調にまいりますと、平成24年度には2人の臨床研修医を採用することができる見込みでございます。臨床研修医の確保は医師確保の重要な手段と考えており、今後もより一層努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に御質問事項の2、職員の人事についての1点目、人事交流の状況と今後の計画についてでございますが、人事交流は両院を相互に理解し、お互いの人間関係を築いていくためには重要であると認識しており、看護部において相互に人材を派遣し合う人事交流を平成22年度から行っております。現在、東海市民病院から知多市民病院へ看護師2人、知多市民病院から東海市民病院へ助産師3人が人事交流をしております。さらに、平成24年度からは東海市民病院本院の移転を契機に、各部門が一体となって現場を運用する場面も出てまいります。交流は申すまでもなく、さらに今後は実践を通じて双方の職員の融和や円滑な組織運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目、看護師の配置状況についてでございますが、2月1日現在の状況では、東海市民病院の常勤看護師は186人で、そのうち産休、育休などを除いた171人と非常勤の看護師59人で看護業務を行っております。知多市民病院の2月1日現在の常勤看護師数は141人で、そのうち産休、育休などを除いた125人が病棟、外来等の看護業務を行っておりますほか、非常勤の看護師62人体制で看護を行っております。医師不足と同様に看護師の労働需要も逼迫しており、十分な看護体制が確保できないのが実情であります。近年は、出産、子育てを終えた後も引き続き勤務する傾向が高まっている一方で、フルタイムでの労働が敬遠される傾向にあり、特に三交代での夜勤勤務の編成が厳しい状況となっております。今後は、ワーク・ライフ・バランス、すなわち仕事と暮らしの調和のあり方の変化に沿ったきめ細かな対応がより一層重要になってくるものと考えており、より充実した看護が提供できるよう対応を検討してまいりたいと考えております。同時に、看護専門学校との連携や看護師確保対策事業にも一層力を入れ、新たな人材確保にも努めてまいりたいと考えております。

次に3点目、知多市民病院の3階病棟再開に伴う看護師配置の考え方についてでございますが、知多市民病院の3階病棟は、主に整形外科入院患者の受入れの増加を見込み再開するもので、スタッフとしての常勤看護師を東海市民病院から整形外科を中心に23人を受け入れる予定をしております。東海市民病院と知多市民病院の現場では、運用面において若干の違いがありますので、患者への支障がないように、またそれぞれの病院が持っている専門技術やノウハウなどをできるだけ早く融合できるように配置し、質の高い看護職員を育成してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（井上正人）

島崎議員、再質問又は要望がありましたら、発言を許します。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

それでは1点再質問をお願いいたします。

1番目の2点目の臨床研修医の関係ですが、平成24年度は2人の採用がほぼ内定されたということでございます。一方、臨床研修が終わった方の今後の進路について分かれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

研修終了後の医師の進路についてでございますが、平成21年度の組合せ決定により、知多市民病院研修医となりました1人につきましては、平成22年度、平成23年度の2年の研修期間を終えましたが、平成24年度からは外科の常勤医師として知多市民病院で勤務することを希望されました。病院といたしましても若い力を得ることができ、大変期待をしているところでございます。

議長（井上正人）

島崎議員、要望がありましたら、発言を許します。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

それでは、要望を3点にわたって申し上げたいと思っております。

1点目は、知多市民病院の3階病棟に整形外科が東海市民病院本院から約50床移るわけですが、先ほどの答弁で看護師もそれに伴って知多市民病院に移られるということでございました。東海と知多の看護師さんの運用面で若干の違いがあるようにお聞きをいたしました。違いがあつてしかるべきだろうと思ひますし、また今後新しい病院の中では統一をしていこうということになると思ひます。しかし、この過渡期の期間は、患者さん本意のサービスを東海、あるいは知多の看護師さんがそれぞれで行っていただくことになるかもしれません。しかし、患者さんが看護師さんによって違うサービスを受けることにならないような、そんな取組みをしていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、新病院建設関係で要望を申し上げます。過日、富山県の氷見市民病院に視察に行つてまいりました。ここは金沢医科大学の氷見市民病院という名称でございまして、いわゆる公設民営の病院でございました。昨年9月に250床で開院がされておまして、私どもが行つたときに、その担当者から新しい病院を作る段階でハード的なことで示唆を3点ほど受けました。

氷見市民病院では、既に課題が出てきたようであります。

まず、内科の控室、待合室を相当広くとつたが、患者さん、お客さんが多く、待合室が既に狭くなつてしまひ、拡張計画を立てざるを得ないということでございました。内科に受診し、その後、外科だとか整形外科に移る方も多いわけですから、内科の患者さんに対応するために、十分広い待合室を設計の中に組み入れていただきたいということでございます。

それから二つ目は、見栄えということで申し上げますと、この病院はエントランスを非常に小さくしてコンパクトな入口にしておりました。寒い地域でありますから、当然冬になりますと光熱費もかかるということ、それから建設費も高くなつてくるということでございましたので、エントランスはコンパクトに、お金のかからない設計をされており、そういった方法がいいですよということも示唆を受けましたので、今後の設計の中に組み入れていただきたいなということでございます。

それから病棟の関係でいきますと、ナースセンターをキーステーションにして、各病室に看護師さんが動く、いわゆる動線について十分な設計がされておりました。既に設計の段階で取り入れていただいていると思ひますが、動線を非常に広くとるという意味で、病室と病室の間の通路を広くとつてあり、人の行き来等も十分にで

きる設計がなされておりました。さらに、4人部屋の中にはトイレは作らずに、すべて廊下側の外に出すというやり方でした。これは、4人の患者さんがトイレに行くことにはばかってしまうという危険性があるため、外に出したことが結果的に良かったということでした。

そういった示唆を受けた点を、ぜひとも今後の設計の中に組み入れていただきたいということを要望申し上げます。

最後の要望は、経営についてでございます。先ほど神野議員の質問の中にも明らかになりましたけれども、平成27年度の開業に向けては、今までと同様の一部事務組合の形で運営、経営をしていくということでした。

平成27年度開院以降の経営形態については、全適なのか、公設民営化なのか、いろいろな形の研究をされると思います。そうした意味で、当然今後の検討課題になりますが、経営ということは大きな指標であり、市民に対するサービスの提供にもつながるわけであります。また、一般会計からの支援というのも今後の課題になってくると思います。

したがって、この新しい病院の経営のあり方についても今後検討をいただきますことを要望申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（井上正人）

以上で10番 島崎昭三議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。11時35分まで休憩といたします。

（休憩 午前11時22分）

（再開 午前11時35分）

議長（井上正人）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、承認第1号「平成23年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

ただいま上程されました承認第1号「平成23年度西知多医療厚生組合病院事業

会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

専決処分を必要とした理由といたしましては、東海市民病院用地が新病院建設用地に決定されたことに伴いまして、東海市民病院の移転に係る平成23年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）を編成いたしました。早急な執行を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成24年1月17日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、3枚目、平成23年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）により御説明申し上げます。

今回補正いたしました額は、第2条収益的支出で、第1款病院事業費用、第3項特別損失に2億167万円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。

平成23年度西知多医療厚生組合病院事業補正予算予定額明細書でございますが、収益的支出の第1款第3項に、2目42節その他特別損失2億167万円を東海市民病院の移転に要する費用として追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

これより質疑に入ります。

3人の方から通告を受けておりますが、議席順に質問をしていただきたいと思います。質疑のある方の発言を許します。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

それでは2点、お願いをいたします。今回専決を1月17日にされたということなんです。今日が2月10日で、非常に多額な専決処分だったんですが、なぜ急ぐ必要があったのかということと、それから移転に要する費用の内訳と進捗状況についてお伺いしたいと思います。

議長（井上正人）

東海市民病院移転担当次長。

東海市民病院移転担当次長（天木洋司）

非常に多額な専決処分だが、なぜ急ぐ必要があったのかとの御質問でございますが、東海市民病院本院の移転方針は、新病院開院までのステップを踏まえた移転とし、医療機能や病院経営の面からも移転の影響をできる限り小さいものにとどめることとございます。この方針にのっとり、医療提供体制など患者の皆様への影響が最も少なくなることや移転業務等を考慮し、移転をゴールデンウィーク中に行うこととし、患者移送は5月1日といたしました。この移転を実現するためには、改修工事期間の確保と併せて保健所への工事着手前の一部変更申請が必要で、分院内の段階的な移転と改修の工程を踏まえますと、遅くとも1月中旬には保健所への申請が必要となっております。そのため、移転事業実施の前提となる予算措置をどうしても1月中旬には講じる必要があり、2月10日の定例会では時間的余裕がないと判断をいたしましたので、専決による移転費用の補正を行ったものでございます。

続きまして、移転に要する費用の内訳と進捗状況についてでございますが、最初に移転に要する費用の内訳でございますが、現東海市民病院分院において、本院及び分院の現行の診療体制を確保するために必要な外来エリアの改修工事、知多市民病院で休床をしている病棟を稼働させるための費用など、施設整備・改修費として1億3,935万円、医療情報システムなどのシステム移転、LAN配線工事などIT関連整備費として5,613万円、その他、機器、カルテ等の移設や機器処分費等として619万円でございます。

次に、進捗状況でございますが、1月18日付けで知多保健所に分院の一部変更許可申請を行い、1月27日付けで許可をいただきました。これにより、分院内の改修工事が可能となりましたので、現在、分院内の改修工事等を進めております。2月9日現在、施設改修、整備におきまして、分院では外来エリアやオペ室の整備、IT関連整備におきましては医療情報システム移設のためのLANの配線工事など、知多市民病院では3階病棟改修を予算執行、工事着手等いたしております。

以上でございます。

議長（井上正人）

よろしいですか。ほかにございませんか。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

私もこの補正予算の具体的な施設改修箇所と改修スケジュールについてお伺いし

たいんですが、ただいまの江端議員への答弁で改修箇所については分かりましたので、スケジュールを中心にお聞きをしたいと思います。

以上です。

議長（井上正人）

東海市民病院移転担当次長。

東海市民病院移転担当次長（天木洋司）

それでは、改修スケジュールについて御説明申し上げます。改修工事は現在、分院で外来2階部分の一部診察室の改修に着手をいたしております。今後、2階部分の改修を終え、3月初旬には1階から2階へ一部診察室を移動した上で、救急外来室等1階部分の改修に着手してまいります。補正予算で計上いたしました改修工事は、3月末までに完了を予定いたしております。

以上でございます。

議長（井上正人）

よろしいですか。ほかにありませんか。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

今回の専決処分ですけれども、地方自治法の第179条の第1項に基づき、長が議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたとき専決処分ができる、とされたものであります。先ほど、江端議員の質問に対しての答弁がありましたので、内容的にはよく分かるのですけれども、本会議に間に合わないということですが、成立したのは1月17日です。私は、臨時議会でも持つべきだと考えています。金額として専決処分の範囲を大きく逸脱してると考えるんですが、その基本的な考えをお尋ねいたします。

議長（井上正人）

東海市民病院移転担当次長。

東海市民病院移転担当次長（天木洋司）

専決処分にした理由でございますが、東海市民病院本院の移転につきましては、医療提供体制など患者の皆様への影響が最も少なくなることや、移転業務等を考慮して時期を5月のゴールデンウィークの時期と定めたものでございます。この移転を実現するためには、改修工事期間の確保、併せて保健所への変更申請が必要でござ

ございます。分院は稼働いたしておりますので、段階的な移転、それから改修という多段的な工程を踏まえる必要がございました。そのためには、遅くとも1月中旬には、保健所への申請が必要で、そのため移転事業実施の前提となる予算措置2億167万円を講じる必要があったのでございます。したがって、2月10日の定例会では時間的余裕がないと判断をいたしましたので、専決による補正を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかに。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

管理者にお聞きしたいのですが、地方自治法の逐条解説で、いわゆる普通地方公共団体の長において議会を招集するいとまがないと認めるときの中で、その招集するいとまがないというか、時間がないというか否かの認定は普通地方公共団体の長が行うものであるが、その認定はいわゆる自由裁量ではなく、羈束裁量に該当する。羈束裁量というのは、具体的には行政行為を行う際に適法かという客観的な事実があるかどうかということが一つの大きな基準となっているのです。今回については、長の認定には客観性がないと私は考えています。先ほどの答弁では、定例議会に間に合わなかったとのことですが、臨時会をやればいいではないですか。招集でも7日前に告示すると一応決めてありますけども、地方自治法の逐条解説の中には、状況によっては縮めてもいいということになっています。ですからそういうことを考えると、市民のお金である2億というお金を専決処分ですぐ勝手に決めてしまうという、そういう考え方は非常におかしいと思います。そういう点を管理者にお尋ねいたします。

議長（井上正人）

答弁を願います。

東海市民病院移転担当次長。

（発言する声あり）

東海市民病院移転担当次長（天木洋司）

2月10日以前に臨時会を開催することができなかったという御趣旨の御質問だ

と思いますが。

(発言する声あり)

今回予算の補正に当たりましては、先ほど御答弁の中で申し上げましたが、分院が稼働中でございますので、複雑な移転が必要でございます。その中で、実際にその補正予算を編成ができたのが1月、本当に中旬ぎりぎりでございますので、それからその予算の編成に基づいて、開会の7日前までの招集という期間を持ちますと、今度、保健所への申請期限である1月18日ということが、とてもクリアできる状況ではございませんでした。そういったことや、また短期間において議員の皆様、管理者、職員の予定を確認、調整し、開会することは不可能であったと考えて専決をいたしたものでございます。

以上でございます。

(発言する声あり)

議長（井上正人）

ほかにございませんか。よろしいですか。

管理者。

管理者（加藤功）

今回の専決処分につきまして、法的にどうかという御質問かと思えます。これにつきましては、地方自治法にそれぞれうたってあるのでございますけれども、今回、先ほどから次長が説明したように、期間的な問題も、それからそれぞれの各議員の皆さんへ、それぞれまた関係者の議会の招集に対する出席の問題、いろいろそういったことを総合的に、客観的に判断して、今回やむを得ない事由ということでお願いしたわけでございます。こういった大きな金額につきましては、できるだけ専決処分は避けるというのが基本的な考えだということを私は思っておりますけれども、今回、本当にいろいろな期間的な問題等々がございまして、どうしてもやむを得ず、お願いをするということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

私は、承認第1号「平成23年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」反対の立場で討論いたします。

地方自治法第179条第1項に基づき、長が議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき専決処分ができるとされておりますが、補正額2億167万円と、金額としては専決処分の範囲を逸脱しています。質問でも私が述べましたが、地方自治法の逐条解説では、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるか否かの認定は自由裁量ではなく、長の認定には客観性がなければならぬとしています。今回の専決処分予算の額、2億167万円は多額であり、当然、議会にかけべき重要な案件であります。

また、1月17日に専決していますが、日程的に議会開催ができないという理由はありません。まさに、長の専決処分の濫用であります。また、補正予算は、市民合意のないまま進められている新病院建設に伴うものであるため反対します。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

承認第1号「平成23年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手多数でございます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6、議案第1号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程になりました議案第1号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

今回の改正は、管理者及び副管理者の報酬に対する社会情勢等の変化を踏まえ、支給する報酬を無給とするため改正するものです。改正内容につきましては、3枚目の参考資料をお願いいたします。

現行では、管理者及び副管理者の報酬の額は年額3万9,000円でございます。改正ではこの部分を削除し、廃止とするものです。よろしく御審議賜りまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

あらかじめ皆様をお願いを申し上げます。12時を過ぎるかもしれませんが、このまま質疑を続けますので、よろしくをお願いをいたします。

これより質疑に入ります。これも席次順でお願いをしたいと思います。

質疑の発言はありますか。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

無給とすることになった経緯についてお伺いしたいと思います。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の無給とすることになった経緯でございますが、昨今、一部事務組合の管理者報酬につきましては、見直しの議論がございます。近隣の一部事務組合等におきましては、知多北部広域連合では設立当初から管理者、副管理者に当たります広域連合長及び広域副連合長の報酬の規定がなく、無給として報酬は支給しておりません。また、大府市、豊明市、東浦町、阿久比町の2市2町で構成しております東部知多衛生組合におきましては、平成21年4月から管理者及び副管理者の報酬の規定を削除し、無給としており、知北平和公園組合においても平成24年度から管理者及び副管理者の報酬の規定を削除し、無給とする予定であると聞いております。このような情勢から、当組合におきましても、管理者及び副管理者の

報酬を無給とするものでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

それでは1件お願いしたいと思いますが、今回、管理者、副管理者の報酬が無給ということになるようですが、議員に対する報酬についてはどういうふうを考えているのかお伺いします。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の議員に対する報酬についてはどのように考えているかでございますが、現在当組合の議員報酬につきましては、地方自治法の規定に基づき条例において報酬額を年3万9,000円と定め、執行しているところでございます。議員報酬の廃止や見直しにつきましては、組合議会の議員の皆様で議論していただいた上で決定していただければと考えております。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第1号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第7、議案第2号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

ただいま上程されました議案第2号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、東海市民病院の東海市民病院分院への移転に伴い、東海市民病院分院の病院の名称、診療科目、病床数等に関する規定を整備するため改正するものでございます。改正の内容につきましては、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、病院の名称及び位置の変更で、東海市民病院を東海市民病院分院へ移転するため、東海市民病院の位置を現行の分院の東海市荒尾町丸根1番地とし、東海市民病院分院の名称及び位置を削除するものでございます。

第2条は、病院の診療科目及び病床数の変更で、現行の東海市民病院の内科初め14診療科目、病床数一般199床並びに東海市民病院分院の内科初め10診療科目、病床数一般99床、療養55床を、改正後の東海市民病院について分院との集約により歯科口腔外科を追加した15診療科目とし、病床数を一般202床、療養55床とするものでございます。また、東海市民病院分院の病院名称、診療科目、病床数を削除するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

別表は、個室使用料の変更、特定療養費に係る初診料の設定及び法人名の変更を行うもので、改正後の東海市民病院において該当する個室がないため、個室Aの個室使用料を廃止するとともに、特定療養費に係る初診料を知多市民病院と同額とするものであります。

備考1は、財団法人日本医療機能評価機構を公益財団法人日本医療機能評価機構に改めるもので、法人名の変更によるものでございます。

附則は施行期日で、この条例は管理者の定める日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

個室がなくなりますけれども、対応策を考えているかお伺いします。

議長（井上正人）

東海市民病院業務課長。

東海市民病院業務課長（岡田光史）

分院の病床数を154床から257床に増床するに当たり、1床当たりの病床面積基準によるA個室の設定はいたしませんでしたが、現在の本院の個室数より22室増の62室を確保しますので、その中のB個室で対応したいと考えております。

議長（井上正人）

ほかにごございませんか。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

1点お願いします。診療科目のうち主な診療科目の診察室の数についてお伺いします。

議長（井上正人）

東海市民病院業務課長。

東海市民病院業務課長（岡田光史）

移転後の東海市民病院の診療科目は15科目となりますが、その主な診療科目の診察室の数は、内科4室、消化器内科1室、循環器内科2室、小児科2室、外科3室、整形外科2室、産婦人科2室、眼科2室を予定しております。

議長（井上正人）

ほかにごございませんか。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

現東海市民病院本院にあります小児科分室については、先ほどの一般質問の中で1階に移すという話は聞いておりますけども、今後の耐震化については検討するというのですが、具体的にはどのように検討するのですか。

議長（井上正人）

東海市民病院移転担当次長。

東海市民病院移転担当次長（天木洋司）

小児科分室についてのお尋ねでございまして、新病院でのあり方につきましては、今後、関係部署と協議、検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

私は、議案第2号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」反対の立場で討論いたします。

本議案は、新病院が東海市民病院本院を取り壊し、その跡地に建設されるため、東海市民病院分院の病院名称を東海市民病院とするものであります。昨年11月7日に新病建設を東海市民病院本院用地に決めています。市民や地元医師会等への説明不足、事前に知多市、東海市の両市議会への承認、ましてや本議会への承認は必要不可欠であります。しかし、両市長の協議で済まし、報告したことで御理解を得たとしていることは認められることではありません。怒りさえ覚えます。本議案は市民不在で決められた新病院用地決定に伴うものであり、反対します。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

議長のお許しをいただきましたので、議案第2号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、新病院建設予定地が現在の東海市民病院所在地となったことにより、東海市民病院を東海市民病院分院に移転するもので、東海市民病院の14診療科目及び分院の10診療科目を移転後の東海市民病院において15診療科目とするもので、病床数についても一般病床202床及び療養病床55床とし、合わせて257床規模の病院とする内容でございます。

このことから、移転後の東海市民病院は、300床の知多市民病院とともに新病院に向けて適切な医療機能と病床数を確保することができる改正でございます。医療に対する市民の皆様への期待は非常に大きいものでございますので、この移転による影響をできる限り小さなものとして、改めて両病院の医療機能の一層の充実に取り組みされることを強く、強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第2号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩といたします。

（休憩 午後0時06分）

（再開 午後1時00分）

議長（井上正人）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8、議案第3号「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題

といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程になりました議案第3号「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算」につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出の当初予算額は、歳入歳出それぞれ34億402万2,000円で、前年度に比べ5億6,729万5,000円の増額となりました。これは、新病院建設に伴う東海市民病院の解体工事を行うことなどによるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より順次御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算」の詳細について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億402万2,000円と定めるものでございます。第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目1節の負担金につきましては、33億9,199万1,000円で、前年度に対し7億3,128万円、27.5%の増でございます。負担金の内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により一般会計負担金につきましては、東海市から4億1,297万9,000円、知多市から2億8,642万3,000円で、合計6億9,940万2,000円でございます。衛生事業特別会計負担金につきましては、東海市から1億4,826万8,000

円、知多市から2,934万1,000円の合計1億7,760万9,000円でございます。病院事業会計負担金につきましては、東海市から12億7,779万1,000円、知多市から12億3,718万9,000円で、合計25億1,498万円でございます。

2款1項1目1節の繰越金1,200万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

3款諸収入、1項1目1節の預金利子につきましては、1,000円を見込んでおります。2項1目1節の雑入につきましては、再任用短時間勤務職員の雇用保険被保険者負担金などで3万円を見込んでおります。

以上、歳入合計といたしまして、34億402万2,000円で、前年度に対し5億6,729万5,000円、20%の増でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目議会費につきましては187万2,000円で、前年度に対し20万2,000円、9.7%の減でございます。

1節報酬の54万6,000円につきましては、議員14人分の報酬でございます。

9節旅費のうち87万4,000円、14節使用料及び賃借料の14万7,000円の計102万1,000円につきましては、新病院建設に参考となる先進地を視察するための費用でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費は27億8,314万7,000円で、前年度に対し2億2,916万8,000円、9%の増でございます。

1節報酬の24万9,000円につきましては、監査委員など6人分の報酬でございます。

2節給料の2,589万円、3節職員手当等の1,711万9,000円、次のページの10ページ、11ページになります。4節共済費の867万9,000円の計5,168万8,000円につきましては、総務部長及び総務課職員5人の合計6人分の人件費で、前年度に対し1,016万3,000円の増でございます。

9節旅費の35万3,000円につきましては、平成23年度に引き続き、議会展行政視察の随行者2人分の旅費、管理者と副管理者1人の2人分の旅費などござ

います。

1 1 節需用費の 2 7 2 万円につきましては、事務用消耗品、燃料費などで、前年度に対し 7 3 万 9, 0 0 0 円の増でございます。この主な理由といたしましては、衛生センターで使用しております事務端末機更新に伴うウイルス対策ソフトなどのライセンス購入費用等でございます。

1 2 節役務費の 2 5 2 万 7, 0 0 0 円につきましては、組合の施設間事務ネットワークの回線料などの通信運搬費、組合の施設間事務ネットワーク関係の作業手数料などで、前年度に対し 3 3 万 9, 0 0 0 円の増でございます。

1 3 節委託料の 2, 5 5 6 万 8, 0 0 0 円につきましては、新病院開院後の組合の組織体制、給与制度などの人事制度等の設計の支援委託、組合の施設間事務ネットワークの保守委託などの事務事業委託料、衛生センターの場内整備作業委託などの施設維持管理委託料などで、前年度に対し 2, 0 2 7 万 8, 0 0 0 円の増でございます。

次のページ、1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

1 4 節使用料及び賃借料の 2 3 6 万円につきましては、組合の例規執務サポートシステムの使用料、施設間事務ネットワークで使用する機器の借上料などで、前年度に対し 2 9 万 1, 0 0 0 円の減でございます。

1 5 節工事請負費の 4 2 9 万 4, 0 0 0 円につきましては、衛生センター内の空調機の更新工事及び門扉等の修繕工事の費用でございます。

1 8 節備品購入費の 6 9 万 5, 0 0 0 円につきましては、衛生センターで使用しております事務端末機の更新のための費用でございます。

2 8 節繰出金の 2 6 億 9, 2 5 8 万 9, 0 0 0 円につきましては、衛生事業特別会計への繰出金として 1 億 7, 7 6 0 万 9, 0 0 0 円、病院事業会計の繰出金として 2 5 億 1, 4 9 8 万円でございます。

議長（井上正人）

経営企画課長。

経営企画課長（早川幸宏）

続きまして、同じページの下でございます。

2 項 1 目経営企画総務費につきましては、1 億 2, 8 0 6 万 9, 0 0 0 円で、前年度に対しまして 2 7 6 万 2, 0 0 0 円、2. 2 % の増でございます。

2節給料から次のページ、15ページの7節賃金までは経営企画課、新病院建設課職員10人及び臨時職員1人分の人件費合計で9,151万5,000円でございます。

14ページ、15ページをお願いします。

8節報償費は、地域医療の充実や地域保健事業との連携を図るため、2次救急医療や入院手術を必要とする急性期医療を担う新病院と地域の保健医療機関との機能分担や連携を協議する地域医療連携会議に出席する委員の日当と、市民向け講演会の講師謝礼、合計としまして42万3,000円を計上いたしました。

13節委託料は、新病院の開院に向けた各種業務の手順書、マニュアルとなる運営計画や、医療機器整備計画などの策定業務の開院支援業務及び地域医療の充実や地域保健事業との連携に向けての支援業務を医療系コンサルタントに委託する経費、新病院啓発冊子の作成業務、地域医療連携会議の反訳の委託など、合計としまして3,336万8,000円を計上したものでございます。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

続きまして、2目新病院建設費は4億8,990万9,000円で、前年度に対し3億3,556万7,000円、317.4%の増でございます。増額の主な内容としましては、新病院の実施設計及び東海市民病院解体工事に伴う13節委託料と15節工事請負費等でございます。

8節報償費は、新病院開院アドバイザー2回分の日当と、基本設計市民説明会2回分の講師謝礼として合計で23万円、12節役務費は、新病院の建設確認申請等手数料として302万4,000円を計上しました。13節委託料は、市民説明会の反訳委託料、新病院の実施設計及び東海市民病院の解体工事の設計監理を行う設計委託料、地質調査等を行う調査委託料として合計で2億1,990万円を計上しました。

16ページ、17ページをお願いいたします。

15節工事請負費は、東海市民病院解体工事として2億5,000万円を計上しました。

19節負担金、補助及び交付金は、救急医療施設整備費補助金返還金負担金とし

て1, 542万8, 000円を計上したものでございます。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

続きまして、3款公債費、1項1目23節の償還金、利子及び割引料の2万5, 000円でございますが、これは一時借入金の利子でございます。

4款予備費、1項1目予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

以上、歳出合計といたしまして、34億402万2, 000円で、前年度に対し5億6, 729万5, 000円、20%の増でございます。

18ページからは、特別職の報酬、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

なお、平成24年度の一般会計の主要事業の概要につきましては、資料として配付してございます「平成24年度予算の重点施策の概要」の11ページに掲載してございます。これにつきましても御参照いただき、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

これより質疑に入ります。

あらかじめ申し上げます。たくさん質疑のある方は、4問程度に区切って行っていただきますようお願いをいたします。

質疑の順番は議会運営申合せ事項により議席順ということにしますので、よろしくようお願いをいたします。

質疑の発言を許します。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

まず1点目は11ページの2款1項1目一般管理費、13節委託料、人事制度等構築支援業務委託料の委託先、具体的な内容、委託期間についてお伺いします。

2点目は、15ページ、2款2項1目経営企画総務費、13節委託料、新病院啓発用冊子作成委託料の委託先、具体的な内容についてお伺いします。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の人事制度等構築支援業務委託料の委託先、具体的な内容、委託期間についてでございますが、現在の組合職員は、東海市、知多市からの派遣職員と組合採用の職員がおり、給与等の勤務条件につきましては、東海市からの派遣職員と組合採用の職員は東海市の例により、知多市からの派遣職員は知多市の例によっております。また、職種につきましては、事務職、医師や看護師などの医療職、技術員などの技能労務職の職員がおりますが、このうち医療職の職員が全体の80%以上を占めていることから、平成27年度の新病院開院に向けて人事・給与関係制度の統合を図り、一本化する必要がございます。しかしながら、制度設計には現行の複雑多岐にわたる人事・給与制度の現状分析を基に他病院との比較の上、新病院の規模にふさわしく、経営上の視点から適正水準であり、かつ人材確保の観点から魅力ある制度であることが求められ、幅広い情報、知識、経験が必要になることから、制度構築等の支援を求めるものでございます。

委託の内容といたしましては、組織体制、給与制度、サービス関係、人材育成、人事考課制度の設計の支援などでございます。

なお、委託先といたしましては、幅広く豊富な知識と経験を有するコンサルタントを想定しており、特に病院経営についての経験を重視し、選定してまいりたいと考えております。また、本事業の委託については、人事制度等の現状把握から制度設計までの期間として2年ほど見込んでおります。

以上でございます。

議長（井上正人）

経営企画課長。

経営企画課長（早川幸宏）

新病院啓発用冊子作成委託料の委託先と具体的な内容についてでございますが、委託先につきましては、印刷会社を予定しております。

内容につきましては、平成23年3月に公表しました「新病院建設基本構想・基本計画」の概要に建築の基本設計も含めた啓発用冊子について、デザインも含め作成を委託するものでございます。

また、配布先といたしましては、新病院の周知のため、病院を初めとする主要公

共施設への配布、市民説明会等での配布や、医師、看護師等の職員募集の際の資料としても利用する予定でございます。よろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

全部で7点ございますので、4点と3点に分けて質問いたします。

1点目です。9ページ目から11ページにかけてですが、2款1項1目一般管理費の人件費で、増の内訳、人員配置についてお願いいたします。

それから2点目、13ページ、2款2項1目経営企画総務費の同じく人件費で、増の内訳、人員配置等についてお願いいたします。

3点目、15ページ、2款2項1目9節旅費が大幅に減となっておりますが、理由についてお願いいたします。

4点目、15ページ、2款2項1目13節委託料、新病院開院支援等業務委託料の内容について、以上4点お願いします。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の一般管理費における人件費の増の内訳、人員配置についてでございますが、人件費の増の内訳につきましては、平成24年度予算においては、総務部長、総務課職員5人の計6人分で計上しており、平成23年度と比べますと、総務部長に係る人件費が増えておりますが、これは予算の組替えを行ったものでございます。人員配置については特に変更はございません。

議長（井上正人）

経営企画課長。

経営企画課長（早川幸宏）

次に、経営企画総務費の人件費で増の内訳についてでございますが、平成24年度から新病院建設課職員を2人増員するものでございます。増員理由といたしましては、新病院の実施設計や、東海市民病院本院の取壊しなど新病院建設に向けた業務量の増に対応するためでございます。

次に、旅費の減の理由についてでございますが、新病院に向けた運用計画や設備等の視察につきましては、より具体的に計画できるようになったため、結果として平成24年度の旅費は減額となりました。平成24年度は病院に係る先進機器等の展示会等へ複数部門の病院職員を出張させる予算を計上いたしました。今後とも、計画の進捗を考慮した必要な予算計上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、新病院開院支援等業務委託料の内容でございますが、2件の委託を予定しております。1件は、新病院を滞りなく開院させるために必要となる各業務の手順書、マニュアルとなる運営計画や医療機器整備計画等、新病院整備のための計画の策定支援業務委託でございます。もう1件は、両市の医師会、医師団を初めとする医療関係者で組織する地域医療連携会議において、議題提案や会議で出される課題等の検証を行う際の支援業務委託でございます。

議長（井上正人）

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

では、引き続き3点お願いします。

15ページ、2款2項2目9節旅費の減の理由についてお願いいたします。

15ページ、2款2項2目12節役務費の増の理由についてお願いします。

同じく15ページ、2款2項2目13節委託料です。調査測量設計監理委託料の内容についてお願いします。

以上です。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

御質問の旅費の減の理由でございますが、平成23年度につきましては宿泊を伴う遠方の先進地視察を計画しておりましたが、平成24年度につきましては、設計の進捗を考慮した視察先の選定と庁用車を積極的に活用するなどして旅費の減に努めました。

続きまして、役務費の増の理由についてでございます。新病院の建設に伴いまして、建築確認申請等の申請手数料により増額となったものでございます。内訳は、

建築確認申請手数料117万9,000円、免震構造評定審査手数料153万円、宅地造成工事許可申請手数料27万円、病院開設許可申請手数料4万5,000円の4件で、合計302万4,000円となったものでございます。

続きまして、調査測量設計監理委託料の内容でございますが、調査測量設計監理委託料のうち設計委託料としては、新病院の実施設計委託と東海市民病院解体工事の設計監理委託の2件で予算合計額は2億300万円です。内容につきましては、新病院の実施設計委託は、平成23年度に作成した基本設計を基に、工事に向けより詳細な設計図や設計書を作成するもので、予算額は1億9,500万円です。東海市民病院解体工事の設計監理委託は、新病院建設に先立ち東海市民病院の解体工事を行うに当たり、設計と工事監理を行うもので、予算額は800万円です。

調査測量設計監理委託料のうち調査委託料としては、地質調査委託、土壤環境調査委託、テレビ受信障害予測検討調査委託の3件で、予算合計額は1,669万円です。内容につきましては、地質調査委託は現在の病院の建物下の地質調査を解体後に行うほかに、井戸水の利用調査などを行うものでございます。予算額としては1,159万円です。土壤環境調査委託は、愛知県土壤汚染等対策指針に基づき、揮発性有機化合物や重金属等の有害物質の有無を調査するもので、予算額は430万円です。テレビ受信障害予測検討調査委託は、新病院の建設に伴いましてテレビ電波障害状況の事前調査を行うもので、予算額は80万円です。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

それでは、2件お願いをいたします。

17ページの15節工事請負費、解体工事の内容についてお伺いします。

それと同じページの19節負担金、補助及び交付金、救急医療施設整備費補助金返還金負担金の内容についてお伺いします。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

ただいまの御質問の解体工事の内容でございますが、東海市民病院の解体工事で、鉄筋コンクリート造3階建ての病院本体を初めエネルギーセンターや車庫など8棟、延べ床面積約1万4,400平方メートルの解体工事と、駐車場などの舗装や地下タンクなどの構造物の撤去工事を行うもので、解体工事予算額は2億5,000万円です。工期は9月から3月までの6カ月間を見込んでおります。また、工事施工については、周囲は住宅地であり、より細心な注意を払って工事を進める必要があると考えております。

続きまして、救急医療施設整備費補助金返還金負担金の内容についてでございます。東海市民病院では、平成14年度に救急医療施設整備費補助金の交付を受け、救急外来を整備しましたが、解体工事では、この救急外来も取り壊すこととなります。補助金の交付を受けた財産の処分を行う場合、10年経過前の処分については、補助金の国庫納付を条件に承認されることとなります。この救急外来は、平成15年3月15日に補助金交付を受け取得した施設であり、解体工事を行う平成24年度では、まだ10年を経過しておりませんので、補助金を返還する必要がございます。そのため、処分制限期間が経過していない部分についての返還を求められるため、その金額を計上いたしております。ちなみに国庫補助金として1,941万円交付されており、処分制限期間は39年、残存年数が31年ということで、それにより計算すると、この予算に計上した金額になるものでございます。

以上です。

議長（井上正人）

ほかに。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

1点お願いします。

歳出の15ページ、2款2項1目経営企画総務費の13節委託料で、新病院啓発用冊子制作の委託先、それから配布先はお聞きいたしましたので、いつごろ完成する予定なのかお聞きをいたします。

以上です。

議長（井上正人）

経営企画課長。

経営企画課長（早川幸宏）

新病院啓発用冊子は、いつごろ完成するかでございますが、平成23年3月に公表しました「新病院建設基本構想・基本計画」は、既にできてございます。今年度の事業であります基本設計業務が完了する3月末から作成してまいりますので、遅くとも6月までには完成できるものと思っております。よろしく申し上げます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

11番 荻田信孝議員。

11番 荻田信孝議員

それでは、5問ありますので、一括でお願いいたします。

まず歳出の11ページでございますけども、2款1項1目一般管理費、11節需用費のところ、修繕料の内容及び平成23年度予算に比べ増となった経緯について。

二つ目、同じページで、11ページ、2款1項1目一般管理費、13節委託料で、施設間事務ネットワーク保守委託料の内容及び平成23年度予算に比べ増となった経緯について。

3問目です。13ページ、2款1項1目一般管理費、14節使用料及び賃借料のところ、施設間ネットワーク事務機器借上料の内容及び平成23年度予算と同額計上となっているということですけども、削減に向けた考え方について。

4点目です。同じページで、15節工事請負費で、空調機更新工事を平成23年度も346万5,000円計上しておりますけども、その経緯と今後の計画について。

最後5点目です。同じところで、門扉等修繕工事と取水管撤去工事の内容及び経緯について、以上お願いいたします。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の修繕料の内容でございますが、一般管理費の修繕では、公用車の車検や修理費用、総務課の事務用備品、またこの施設の修繕費用を計上しております。平成23年度予算に比べ増となった経緯といたしましては、電気設備の点

検を行った際に、構内で起こった電気事故が配電線を通じて電力会社の配電系統まで停止させてしまう事故を未然に防ぐための装置の経年劣化の指摘を受けまして、その修繕料を計上したためでございます。

続きまして、施設間事務ネットワーク事務機器保守委託料の内容及び平成23年度予算に比べ増となった経緯についてでございますが、保守の内容といたしましては、施設間事務ネットワークの操作、機能に関する問い合わせへの回答や、トラブル発生時の復旧対応、復旧支援、出張対応等でございます。平成23年度予算に比べ増となった経緯といたしましては、平成23年度は平成22年9月に機器を購入した際の瑕疵担保期間が8月31日までであったため、契約期間が9月から3月までの7カ月間であったのに対し、平成24年度は1年間、12カ月間の契約となったことなどによるものでございます。

続きまして、施設間事務ネットワーク事務機器借上料の内容についてでございますが、施設間事務ネットワークとは、衛生センター、東海市民病院本院、分院及び知多市民病院の4施設でのファイルの共有を行うことを目的として接続されたネットワークのことでございます。そのために必要な事務機器として、パソコン13台、プリンタ7台、サーバ3台等を平成22年度に5年間の長期継続契約を締結し、借上げをしているものでございます。長期継続契約のため、契約期間中の借上げの料金は同一金額でございます。借上げの期間は平成22年9月1日から平成27年8月31日までで、借上げの料金は月額12万4,950円でございます。

なお、東海市民病院本院が分院に移転いたしましても、使用する機器はそのまま継続使用いたしますので、借上料金の変更はございません。

続きまして、空調機更新工事を計上した経緯と今後の計画についてでございますが、現衛生センター施設が平成8年に建設されて以来、空調設備も当時のものを使用しておりましたが、老朽化により不具合が多くなり、職務にも影響が出る恐れがあり、また更新することにより節電にもつながるということで、更新をすることといたしました。空調機更新工事は大掛かりな工事であり、施設全体を一度に行うと、東海市、知多市の両市へお願いしております負担金が一時的に多額となりますので、平成22年度から平成25年度までの4カ年計画で順次更新を行っております。

今後の計画といたしましては、平成24年度につきましては、管理棟1階にあります事務室と技術員控室を、平成25年度につきましては、管理棟2階にあります

この議場と隣の小会議室、また奥にございます食堂の空調機更新工事を予定しております。

続きまして、門扉等修繕工事の内容及び経緯についてでございますが、現衛生センターが建設されてから使用しております門扉におきまして、地盤の沈下によりレールがゆがんできており、使用に支障を来す恐れがありますので、下地、舗装等の修繕を行うものでございます。

次に、取水管撤去工事の内容及び経緯についてでございますが、旧処理施設におきまして、希釈水として、し尿処理を行うために使用しておりました工業用水の取水管が、知多市佐布里地内から衛生センターまで埋設されていたわけでございますが、その取水管の一部である水管橋として信濃川を横断している箇所がございます。その部分におきまして、老朽化が激しく、放置しておくことが危険であると判断したため、その撤去を行うものでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

2点質問します。

1点目ですが、歳入の7ページ、1款1項1目負担金です。「予算の重点施策の概要」の9ページの中で負担金の割合と出ています。組合運営費は、議会費及び総務管理費は均等割、5対5になっているわけですが、予算書の説明欄にある両市の負担金で計算しますと、一般会計負担金の割合が東海市59%、知多市41%になっています。ほかの項目も若干入っていると思うのですが、この割合はどういう形で計算をされているのか。及び病院事業会計負担金の割合についても東海市50.8%と知多市49.2%になっていますが、その根拠をお伺いいたします。

それから二つ目は、16ページの2款2項2目新病院建設費、13節委託料、これについては先ほど大村議員から質問がされて、おおよそのことは分かりました。関連になるかもしれませんが、設計委託料の関係では、敷地面積が当初の6万平方メートルから4万2,000平方メートルに減ったわけですので、建物の規模も違う形で、例えば上に上げるとかそういうことも含めて大まかなことが分かればお願

いします。それから調査委託料についても、地質調査と土壌環境調査ということで御説明あったわけですが、例えば調査してから、さらにその再調査するということがあり得るのかどうか。

議長（井上正人）

総務課長。

総務課長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の両市からの負担金の負担割合でございますが、昨年12月に県に届出を行いました平成24年4月1日施行の組合格約第11条の規定に基づき算定を行ったもので、平成24年度予算につきましては、議会費、総務管理費、病院施設の維持管理及びこれに附帯する事務の経費については「均等割」で、病院の建設及びこれに附帯する事務の経費については、「人口割」及び「立地割」により負担金額を算定しております。

一般会計においては、前年度からの繰越金等の自己財源や、雇用保険被保険者負担金等の特定財源を充当し、不足分について両市に負担をお願いしているものでございます。その経費のうち、議会費、総務管理費については「均等割」で、企画費の経営企画総務費と新病院建設費については、病院建設に附帯する事務ということで「人口割」及び「立地割」で算定しております。

また、病院事業会計では、通常経費については病院施設の維持管理及びこれに附帯する事務のため「均等割」でございますが、このたびの東海市民病院の移転に関する経費については、病院建設に附帯する事務として「人口割」及び「立地割」で算定しております。

両会計とも「均等割」で算定する部分と、「人口割」及び「立地割」で算定する部分がございまして、結果として御質問のような負担割合の数字になったものと考えます。

以上でございます。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

設計委託の中で建物規模はどの程度になるかということですが、建物規模につきましては、昨年度作成しました「新病院建設基本構想・基本計画」の中で、延べ床

約4万平方メートルということになっております。それを基に現在基本設計を進めている段階であります。また、建物の高さ等につきましても、今、基本設計を進めている中でございますので、それが見えてくる段階では当然分かってくると思いますが。

それから、調査委託の中で、地質調査、土壌環境調査で、再調査の必要はあるかということですが、これにつきましては、ある程度予想しております地質の確認をするものでございますので、調査する深さが深くなることはあるかとは思いますが、再調査の必要はないと思っております。

以上です。

議長（井上正人）

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

建物の規模ですけど、約4万平方メートルということよく分かったのですが、ということは上に伸ばすということですね。そういうふうに理解していいですね。地質調査についての再調査について聞いたのは、予想もできない、想定外ということがあらないですか。想定外、最近はやっていますが、いざ建てようと思って掘ってみたと、掘ってみたら想定外の状況が出てきたと。そのような場合、当然、再委託の必要とか出てきますよね。そういうことはないということで、責任を取りますということですか。

議長（井上正人）

新病院建設課長。

新病院建設課長（勝崎当仁）

先ほどの規模につきましては、延べ床約4万平方メートルを基準に考えていくということですが、地質調査等の再調査についてですが、地質調査を行うに当たり、当初設計で何メートルぐらい掘り進むかという想定をします。仮に、その想定の中でこちらが要求している地質が見つからない場合もあると思います。そうした場合は、変更契約の中で、例えば掘る深さを深くして、どの辺りまで掘ったら良好な地質が現れるかというのを調べていくという考え方をしております。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

私は、議案第3号「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について反対の立場で討論します。

本議案は、新病院建設費用及び衛生事業に伴う両市の負担金など運営に関する予算であります。そのうち、新病院建設事業については、新病院の建設計画から現在までの経緯について、本当に優先すべき市民、地元医師会、両市民病院で働く医師、看護師、職員の意見をほとんど聞くことなく両市長の協議で決められており、納得できるものではありません。さらに、本議会や両市議会には報告したことを承認されたとして処理しているということは、市民の代表である議会をないがしろにする行為であり、両市の議会運営ではあり得ないことであります。本議案のうち衛生事業の負担金については反対するものではありませんが、新病院建設関連予算については認めることができませんので、反対します。

議長（井上正人）

ほかにありませんか。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

それでは、私は、議案第3号「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について賛成の立場で討論いたします。

新病院は救急医療や質の高い医療サービス、地域医療連携の充実など地域完結型の中核病院を目指し、平成27年度の開院に向けて準備を進めているところです。そのため、本一般会計予算は、新病院用地の整備のための解体工事、新病院の実設計画、滞りなく開院させるための開院支援業務委託等必要な事業予算を措置するものです。

市民の命と健康を守るためには新病院建設は不可欠と考えており、患者や医療スタッフに魅力ある病院運営に取り組まれることを強く要望いたしまして、私の賛成

討論とさせていただきます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第3号「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第4号「平成24年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程になりました議案第4号「平成24年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出の当初予算額は、歳入歳出それぞれ2億267万8,000円で、前年度に比べ5,481万7,000円の減額となりました。これは、人件費及び計画修繕工事が減となったことなどによるものでございます。

なお、詳細につきましては衛生センター所長より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

「平成24年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」についての詳細について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億267万8,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款使用料手数料、1項1目1節の事業総務使用料の9,000円につきましては、行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

2款1項1目1節の繰入金の1億7,760万9,000円につきましては、一般会計からの負担金でございます。

3款1項1目1節の繰越金の2,500万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

4款諸収入、1項1目1節の雑入の6万円につきましては、再任用短時間勤務職員の雇用保険被保険者負担金等でございます。

以上、歳入の合計は2億267万8,000円、前年度に対し5,481万7,000円、21.3%の減でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳入について御説明申し上げます。

1款衛生費、1項1目事業総務費につきましては、4,245万2,000円、前年度に対し2,831万6,000円、40.0%の減でございます。

2節給料2,112万4,000円、3節職員手当等1,393万4,000円、4節共済費659万5,000円の計4,165万3,000円につきましては、再任用短時間勤務職員3人を含む衛生センター職員7人分の人件費で、前年度に対し2,718万2,000円の減でございます。この主な理由といたしましては、平成23年度においては年度末の定年退職者1人がおりますが、平成24年度においては年度末の定年退職者がいないことなどによるものでございます。

2目し尿処理費につきましては、1億5,820万1,000円、前年度に対し2,650万1,000円、14.3%の減でございます。

次のページ、10ページ、11ページをお願いいたします。

1 1 節需用費の5, 257万7, 000円につきましては、処理施設用消耗品、処理用薬品などの消耗品費、重油などの燃料費などで、前年度に対し307万2, 000円の増でございます。

1 2 節役務費の218万9, 000円につきましては、焼却灰の処理手数料などでございます。

1 3 節委託料の1, 799万7, 000円につきましては、水質検査委託料、槽清掃委託料、計装設備保守委託料など、11件分の委託料でございます。前年度に対し事務事業委託料における槽清掃委託料、機器保守委託料の減などにより538万7, 000円の減でございます。

1 4 節使用料及び賃借料の139万3, 000円につきましては、焼却灰を武豊町にあります衣浦港3号地廃棄物最終処分場までの運搬用ダンプトラックの借上料でございます。

1 5 節工事請負費の8, 392万5, 000円につきましては、定期修繕3件分、計画修繕13件分、その他修繕6件分の費用でございます。前年度と比較し、計画修繕の件数5件の減などにより、2, 340万1, 000円の減になっております。

2 款公債費、1 項1 目利子につきましては、一時借入金の利子として2万5, 000円でございます。

3 款1 項1 目予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上しております。

次のページ、12ページ、13ページをお願いをいたします。

以上、歳出合計2億267万8, 000円、前年度に対し5, 481万7, 000円、21.3%の減でございます。

14ページからは、一般職の給料、職員手当などの給与費明細書でございますので御参照いただき、説明は省略させていただきます。

平成24年度の主要事業の概要につきましては、資料として配付してございます「平成24年度予算の重点施策の概要」の11ページに掲載しております。これにつきましても御参照いただき、説明は省略させていただきます。

以上で説明は終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

4番 神野久美子議員。

4番（神野久美子）

歳出11ページですが、1款1項2目し尿処理費、12節役務費、手数料の内容が平成23年度予算書にはありましたけれども、平成24年度予算書では記載されていない理由についてお伺いします。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の手数料の内容が平成24年度予算書では記載されていない理由でございますが、平成23年度以前の予算書におきましては、1款1項1目し尿処理費の12節役務費の説明欄には、「焼却灰処理手数料」などといった手数料の細節内容を記載しておりましたが、同じ会計、この衛生事業特別会計の1目事業総務費の12節役務費の説明欄や、先ほど御議決いただきました一般会計の予算書では細節名である「手数料」のみの表記でございますので、平成24年度のこの予算書から表記の統一を行ったものでございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

では、1件お願いたします。

11ページの15節工事請負費、計画修繕工事、内容はこちらの概要書を見て分かりましたので、こういった工事は何年ごとに行うのかお伺いいたします。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

ただいまの御質問でございますが、衛生センターでは、し尿処理施設機器修繕計画を作成し、それに基づき計画的に修繕工事を実施しております。計画により、4年周期で、また3年周期、隔年周期で実施したりしておりますが、機械設備の耐用

年数や消耗状況、実際の稼働状況、運転頻度などを勘案して実施するものもございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

2点お願いいたします。

まず1点目は、歳出全体に係ることではありますが、し尿処理の事業費全体で平成24年度の事業計画、いわゆる処理量はどの程度を見込んでいるのかお伺いをいたします。その中で、両市の投入割合はどのようなパーセンテージになるのかも聞かせいただきたいと思います。

2点目は、9ページの1款1項1目事業総務費、2節給料の中ですが、平成24年度は職員数が4人、前年度に1人定年退職され人数が減っています。その減った分を再任用という形で短時間勤務職員の方で補っていただいているわけがありますけども、今後の見通しや、あるべき姿をどのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の平成24年度の事業計画はどの程度を見込んでいるのかでございますが、東海市と知多市の下水道整備の進捗状況、また公共下水道への切換えが進むと想定し、処理量は横ばい傾向から4%から5%程度の減少率で推移していくものと考え、平成24年度については約2万9,000キロリットルを見込んでおります。

次に両市の投入割合の見込でございますが、先ほどの説明の下水道整備の進捗、公共下水道への切換え、これと同じような比率で推移すると考えますと、投入量の割合は東海市が約83%、知多市は約17%と見込んでおります。ただ、臨海部の工場の修繕等が入ってくれば、これらの要因により見込んだ数値と異なる結果になる場合もございますので、その点は御了承いただきたいと思います。

続きまして、今後の見通し、あるべき姿でございますが、今後当施設が受入れる

搬入量は漸減する見込であるため、新規に職員を採用することは控え、当面、退職者の再任用制度を活用していく方針でございます。再任用の職員数は、平成21年度は3人、平成22年度は2人、平成23年度は3人、平成24年度も3人の予定でございます。当面は2人から3人の再任用の職員を配置する体制を考えておりますので、よろしく願いいたします。また、再任用が見込めない場合には、臨時職員を雇用していくことや、適切な時期に業務の一部外部委託化を導入することを計画していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

11番 荻田信孝議員。

11番 荻田信孝議員

それでは3問、お願いいたします。

歳出11ページで、1款1項2目し尿処理費の13節委託料です。水質検査委託料の内容及び平成23年度予算に比べ減となった経緯について。

2点目です。同じところで、計装設備保守委託料の内容及び平成23年度予算に比べ減となった経緯について。

最後3点目です。同じところで、15節工事請負費で定期修繕工事の内容及び今後の計画について。

以上3点お願いします。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の水質検査委託料の内容及び平成23年度予算に比べ減となった理由でございますが、まず委託の内容といたしましては、出張採水が年間26回、そのすべてで放流水の検査を行います。そのうちの12回は同時に工程水の水質検査も併せて行います。また、年2回の嗅覚測定試験で放流水の臭気の測定も行っております。この水質検査の内容につきましては、放流水の検査においては、水の汚濁状態を示す指標としてのCODや、その水に含有される窒素やリンなどの量を測定しております。工程水の検査においては、通称pHといわれております水素イオ

ン濃度や微生物の働きなどを測定することで、水の浄化を確認しております。それぞれの検査項目につきましては、平成24年度も平成23年度と同様のものがございます。

次に、平成23年度予算に比べ減となった経緯でございますが、平成23年度の当該委託業務の執行時において、指名競争入札の参加者の見直しをしたことなどにより、予算に比べ減となりました。それを受けまして、平成24年度予算積算時に見積徴収を行い、また平成23年度の実績を踏まえて予算計上させていただいたものがございます。

続きまして、計装設備保守委託料の内容についてでございますが、計装設備は施設の処理機能をコントロールし、各機器を正常に維持管理するための重要な設備であり、機器類の適正な点検及び整備を行うものがございます。

次に、平成23年度予算に比べ減となった経緯についてでございますが、平成23年度におきましては、トランスデューサという変換器の取替費用を委託に含めて計上しておりましたが、平成24年度におきましては、この部品取替の必要がないため減となったものがございます。

続きまして、定期修繕工事の内容及び今後の計画についてでございますが、定期修繕工事は横型破碎装置修繕工事が1回目と2回目、また乾燥焼却設備修繕工事と合計3件でございます。内容といたしましては、横型破碎装置修繕工事におきましては、し尿中の夾雑物、余分な物ですが、これを一定期間破碎し続けることで破碎羽根車、切刃などが摩耗し、破碎及び処理能力が低下することから、能力を維持するため年2回の定期修繕と調整を行うものがございます。乾燥焼却設備修繕工事は、乾燥焼却設備の機能保持のため、年1回焼却炉、乾燥機等の摩耗及び劣化等がある部品の取替工事と、機器の内部清掃などを行うものがございます。

次に、今後の定期修繕工事の計画でございますが、横型破碎装置、乾燥焼却設備については、毎年度修繕工事により点検、修理を行っており、その工事の完了報告書により翌年度必要とする交換部品等を検討し、翌年度の定期修繕工事に反映させております。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

2点、質問いたします。

まず、11ページの1款1項2目し尿処理費、13節委託料の中で、槽清掃委託料を平成22年度決算では1,172万6,400円、平成23年度の予算におきましては、1,254万8,000円となっております。平成24年度について872万6,000円と減っているわけですが、具体的な理由をお伺いします。

二つ目ですが、同じく11ページの1款1項2目し尿処理費の15節工事請負費、毎年、定期修繕及び計画修繕が計上されておりますが、全体的な処理施設の更新、20年ぐらいが施設としての耐用年数と聞いているのですが、更新などを将来的に考えているのかお伺いします。

議長（井上正人）

衛生センター所長。

衛生センター所長（蒲田重樹）

ただいまの御質問の槽清掃委託料についてでございますが、平成22年度決算の1,172万6,400円につきましては、清掃回数は年12回、汚泥等の処理量が240トン、この結果の決算額でございます。平成23年度予算の1,254万8,000円につきましては、平成23年度は脱離液槽の修繕工事により清掃回数を平成22年度より1回多い年13回で、汚泥等の処理量は同じ240トンと見込んで予算計上をさせていただいております。しかし平成23年度に、この槽清掃委託を指名競争入札の参加者の見直しを行い執行しましたところ、落札価格が995万4,000円となりました。平成24年度予算におきましては、清掃回数を平成22年度と同じ月1回の年12回、汚泥等の処理量が平成23年度より60トン減の180トンを見込み、また今年度の落札価格を踏まえて見積徴収を行い、その結果872万6,000円を予算額として計上したものでございます。

続きまして、処理施設の更新についてでございますが、処理施設の更新は現時点では考えてはございません。耐用年数につきましては、先ほど議員からの御指摘は施設全体の耐用年数が20年程度ではということでしたが、組合といたしましても20年程度という見解を持っております。しかし、20年後に更新を行うためにはコストが多額であるということ、また投入量が横ばい又は減少傾向ということを考

慮いたしまして、現施設の更新を図るのではなくて、現施設の延命を図ることが組合の使命であると考えております。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号「平成24年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」について原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第5号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を願います。

東海市民病院事務局長。

東海市民病院事務局長（小島正義）

ただいま上程されました議案第5号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

初めに病院事業の予算編成につきまして、御説明申し上げます。

平成24年度予算編成は、新病院建設予定地の変更により東海市民病院本院の移転を5月1日を予定日として実施してまいりますので、これに要する移転費用の計上並びに本院から分院への機能移転、及び知多市民病院との機能分担等による収支面における影響を踏まえた病院事業予算といたしました。

それでは1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量で、病床数は一般病床502床で、内訳は東海市民病院202床、知多市民病院300床、療養病床の55床は東海市民病院でございます。年間患者数は、入院患者数を延べ14万5,567人、外来患者数を延べ31万7,875人、1日平均患者数は入院患者数399人、外来患者数1,297人を予定いたしました。主要な建設改良事業は、資産購入事業として医療機器等の購入費3億円を予定いたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は108億8,505万円を予定し、第1項医業収益89億1,475万円は、入院収益、外来収益、その他医業収益、第2項医業外収益15億5,227万円は、一般会計補助金、他会計負担金及びその他医業外収益、第3項特別利益4億1,803万円は、移転費用に係る一般会計補助金等でございます。

次に支出でございますが、第1款病院事業費用は108億4,713万円を予定いたしました。第1項医業費用104億9,357万円は給与費、材料費、経費、第2項医業外費用1億2,566万円は雑損失等、第3項特別損失2億2,190万円は移転に要する費用等、第4項予備費600万円でございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入の第1款資本的収入は3億3,474万円を予定いたしました。第1項企業債2億2,000万円は医療機器等整備事業債、第2項負担金5,736万円は一般会計負担金、第3項補助金5,738万円は一般会計補助金でございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出は3億3,474万円を予定いたしました。第1項建設改良費3億円は医療機器等の資産購入費、第2項企業債償還金3,474万円は企業債償還元金でございます。

第5条の企業債は、医療機器等整備事業債2億2,000万円を予定したものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を15億円といたしました。

3ページをお願いいたします。

第8条は、経費の流用禁止項目を定めたもので、その内容は職員給与費60億2,073万3,000円及び交際費200万円でございます。

第9条は、一般会計から補助金を受ける金額を15億1,264万円といたしま

した。

第10条は、たな卸資産購入限度額を19億1,878万円といたしました。

第11条は、重要な資産の取得で、2,000万円以上の資産として高圧蒸気滅菌装置1台を初め3台を予定いたしました。

議長（井上正人）

知多市民病院事務局長。

知多市民病院事務局長（浅田文彦）

続きまして、平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予定額明細書により御説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款病院事業収益、1項1目入院収益50億2,241万円の計上は、1日平均患者数を東海市民病院の移転までの2カ月間で102人、分院の一般病床で125人、分院療養病床で44人、知多市民病院で221人それぞれ見込み、2目外来収益27億1,708万円の計上は、1日平均患者数を東海市民病院の1カ月間で535人、分院で634人、知多市民病院で620人それぞれ見込んだものでございます。

3目その他医業収益11億7,526万円の主な計上は、個室使用料、予防接種、各種健診等の収益及び、23ページにまいりまして、救急医療の確保に要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。

2項医業外収益15億5,227万円の主な計上は、2目他会計補助金で、退職手当及び病院経営に対する補助金などの一般会計補助金、4目他会計負担金でリハビリテーション及び高度医療などに要する経費に係る一般会計負担金などでございます。

3項特別利益は、2目その他特別利益として移転費用等に係る一般会計補助金として4億1,498万円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

続きまして支出でございますが、1款病院事業費用、1項1目給与費60億4,951万円の主な内容は、常勤医師70人、看護師353人など職員608人分を初めとする人件費でございます。

2目材料費18億8,143万円の主な内容は、6節薬品費及び7節診療材料費

等で、3目経費24億5,711万円の主な内容は、16節光熱水費、25ページをお願いいたします。20節修繕費、22節賃借料、24節委託料の医事業務等委託、給食業務委託及び施設管理運転等委託など、及び28節手数料などでございます。

26ページにまいりまして、2項医業外費用は雑損失等1億2,566万円の計上、3項特別損失は、2目その他特別損失として2億1,390万円を移転に要する費用として計上いたしました。4項予備費は600万円の計上でございます。

27ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債2億2,000万円の計上は医療機器等の整備に係る借入れ、2項1目他会計負担金5,736万円、3項1目他会計補助金5,738万円の計上は医療機器などの購入に対する一般会計負担金と一般会計補助金でございます。

次に支出でございますが、1款資本的支出、1項1目資産購入費3億円の計上は医療機器等の購入費で、東海市民病院において高圧蒸気滅菌装置、知多市民病院においてマルチスライスCT装置、脳神経外科手術用顕微鏡装置などをそれぞれ購入するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

議案の途中でございますが、この際、暫時休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

午後2時25分まで休憩したいと思います。よろしく申し上げます。

（休憩 午後2時16分）

（再開 午後2時25分）

議長（井上正人）

それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第10、議案第5号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、これより質疑に入ります。

質疑は議席順といたしまして、たくさん質疑のある方は4問程度に区切って行ってください。

それでは質疑の発言を許します。

4番 神野久美子議員。

4番 神野久美子議員

5点ありますけれども、5点一括でお願いしたいと思いますので、よろしくお願
いします。

6ページ、1款1項3目その他医業収益、平成23年度より減収になっているこ
とについて。

2点目が収益的支出の6ページ、1款1項2目材料費、平成23年度より増とな
っていることについて。

3点目が22ページ、1款1項1目入院収益、1節入院収益、1款1項2目外来
収益、1節外来収益。入院、外来ともに1人1日平均収益が平成23年度より高く
なっていることについて。

4点目、25ページ、1款1項3目経費、22節賃借料で白衣等借上料が平成2
3年度より増となっていることについて。

27ページ、1款1項1目資産購入費、1節備品購入費、医療機器等はどのよう
な機器か。これは、「予算の重点施策の概要」の12ページに、「その他医療機器」
とありますが、主な機器についてお伺いします。

以上よろしくお願ひします。

議長（井上正人）

東海市民病院業務課長。

東海市民病院業務課長（岡田光史）

3目その他医業収益は、平成23年度より869万円の減収となっておりますが、
主な理由は1節室料差額収益で、東海市民病院において入院患者数の減少が見込ま
れることにより、1,956万円の減収、3節医療相談収益で平成23年度から受
託した協会健保の特定保健指導件数が見込みを下回ったことなどにより1,048
万円の減収と、4節他会計負担金で、2,531万円の増収の差引きによるもので
ございます。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

材料費が平成23年度より増となったことについてでございますが、材料費は主に薬品費、診療材料費などで、医業収益に対する実績比率で計上しておりますが、知多市民病院では平成23年4月より脳神経外科医師が常勤となり、診察、手術に対して薬品、診療材料、医療消耗備品費が増えたことにより実績比率が増え、また東海市民病院本院の整形外科の入院診療を知多市民病院に移すことから、医業収益が増加し、それに伴い知多市民病院の材料費が増加したため、全体として材料費が増となったものです。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局次長。

東海市民病院事務局次長（片山健児）

入院、外来1人1日平均収益が平成23年度より高くなっていることについてでございます。

まず、入院及び外来の1人1日平均単価は、東海市民病院、知多市民病院ともに本年度の上半期の実績値を基にして積算しております。東海市民病院につきましては、分院の入院一般病床では4,400円、外来では1,700円と前年度と比較して大きく増加しており、その主な要因としまして、東海市民病院が分院へ移転することに伴い、本院の医療機能が分院で実施されるためでございます。また、知多市民病院につきましては、前年度と比較して入院単価は2,000円、外来単価は900円増加しており、その主な要因としましては、実績に基づく単価増を見込んだものでございますが、入院につきましては、さらに看護師の人員確保による基本料の増などを加えたものでございます。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

賃借料の白衣等借上料が平成23年度より増となったことについてでございますが、主な理由としましては、知多市民病院では従来、看護師等の防寒対策としてカーディガンを着用しておりますが、感染予防の観点から、より安全な医療を提供するため、診療等で患者と接するときのカーディガン着用を禁止し、カーディガンの貸与を止めました。それに伴い冬場の防寒対策が必要となり、感染予防上問題のない予防衣を着用することとし、必要な費用を予算計上しました。また、平成24年

度に3階病棟を稼働することに伴い、看護師、技師等の職員増員分の白衣を計上いたしましたので、白衣等借上料が増となったものであります。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

医療機器等のうち「予算の重点施策の概要」12ページにある「その他医療機器」9,464万7,000円の主なものにつきましては、東海市民病院においては、X線高圧発生装置、シナプスマニタ、无影灯、超音波洗浄装置のほか、老朽化に伴い本院から分院へ移設不可能な医療機器の購入も含め6,745万円を予定しております。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

知多市民病院におきましては、泌尿器用の超音波画像診断装置、内視鏡室に設置する上部消化管汎用ビデオスコープ及び気管支ビデオスコープ、手術室に設置する生体モニターなど30機器、2,719万7,300円を予定しております。

議長（井上正人）

ほかにございませぬか。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

それでは2点、お願いいたします。

1点目、収益的支出ですが、6ページの1款2項3目雑損失について、その他雑支出の内容についてお願いいたします。

2点目に、「予算の重点施策の概要」の12ページにございます患者・物品搬送委託について、予算の拠出元はどこかについてお願いいたします。

議長（井上正人）

東海市民病院業務課長。

東海市民病院業務課長（岡田光史）

その他雑支出につきましては、決算時の消費税納税計算に伴い発生する雑損失でございます。一般的に、消費税は収入に係る消費税額から支出に係る消費税額を控

除したものが納税額となりますが、病院事業においては診療収入など非課税収入が多いため、支出に係る消費税額のうち控除できない額が発生し、損失となります。そのうち、資本的支出及び予算第10条のたな卸資産投入限度額に含まれ、損失となる消費税額については、予算経理上、収益的支出の雑損失に計上することとされているものでございます。

議長（井上正人）

東海市民病院移転担当次長。

東海市民病院移転担当次長（天木洋司）

患者・物品搬送委託の予算拠出元でございますが、1款3項2目その他特別損失に計上をいたしております。理由といたしましては、特別損失は、事業の通常の経営に伴うものではなく、災害損失等のため臨時かつ巨額の支出が必要とされる場合の費用とされており、今回の東海市民病院本院の移転に要する費用が特別損失に該当するためでございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

9番 江端菊和議員。

9番 江端菊和議員

それでは3点、お願いをいたします。

看護師不足の状況と看護師確保対策事業の内容について伺います。

それから、医事システム、現在別々ということになっていると思いますが、まだ気が早いのですが、新病院ではどちらを使うことになるのかお伺いします。

それから3点目、25ページ、収益的支出の24節委託料、診療材料価格交渉支援業務等委託料の内容についてお伺いをいたします。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

看護師不足の状況と看護師確保対策事業の内容でございますが、看護師不足の状況としましては、東海市民病院では、毎年、看護師の採用計画を作成していますが、今年度の計画では予定数197人のところを2月1日現在188人で、9人不足し

ている状況でございます。さらに、今年度末の退職予定7人から新年度の採用予定4人を考慮しますと、平成24年度につきましては12人不足する見込みでございます。

続きまして、知多市民病院の状況につきましては、患者さんにより安心して入院治療を受けてもらうため、また入院診療報酬の単価アップを図るため7対1看護体制を目指しておりますが、そのためには常勤看護師が18人不足している状況でございます。今年度末退職予定は6人ですが、新たに17人を採用する予定でございますので、差引きしますと、なお7人不足する見込みでございます。このような状況でございますので、看護師確保対策事業として東海市民病院と知多市民病院が合同で、中日新聞社主催の看護師募集ガイダンスへの参加や新聞紙面、インターネット、冊子などを利用した広告などを行うものでございます。

議長（井上正人）

東海市民病院事務局次長。

東海市民病院事務局次長（片山健児）

医事システムはどちらを使うことになるかでございます。医事システムを含む総合医療情報システムは、現行の両病院で異なるメーカーのものがそれぞれの病院の規模に合わせて導入されております。しかし、新病院は規模が大きくなるため、機能的にも医療内容にふさわしいものが求められております。また、開設は3年余り先となりますので、両病院を含めた関係部署でしっかり研究、協議し、他メーカーを含めた幅広い選択肢の中から新病院とこれらの時代にふさわしいシステムを選択してまいりたいと考えております。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

診療材料価格交渉支援業務等委託料の内容につきましては、今年度を実施した価格交渉で診療材料購入額の5%程度の削減効果があったことから、同様の内容で実施する予定でございます。平成25年度の購入予定の診療材料について価格交渉の支援業務を予定していくものでございます。委託料の672万円の内容としましては、削減交渉の成果報酬525万円と委託基本料42万円、ベンチマークシステムの使用料105万円でございます。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

1点、お願いをいたします。

10ページでありますけども、(2)給料及び手当の増減額の明細の表の中の職員数の異動状況に関連をいたしまして、平成23年度中退職者の見込みが39人でございます。その内訳、定年か自己都合か、それから職種別に教えていただきたいと思っております。また、退職金の総額についてお聞きをしたいと思います。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

平成23年度中退職者の内訳及び退職金の総額でございますが、東海市民病院につきましては、退職者22人を見込んでおり、内訳としましては、定年退職者は医師職1人、医療技術職1人、看護職3人、一般行政職4人の計9人で、次に自己都合による退職は医師職3人、医療技術職2人、看護職8人の計13人で、退職金の総額につきましては、約1億3,364万円を見込んでおります。

次に、知多市民病院につきましては17人を見込んでおり、内訳としましては、定年退職者が技能労務職1人で、次に自己都合退職者は医師職4人、医療技術職3人、看護職9人の計16人となっております、退職金総額は約1億650万円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

11番 荻田信孝議員。

11番 荻田信孝議員

それでは4問お願いします。

まず、3ページの第11条重要な資産の取得に関しまして、(1)高圧蒸気滅菌装置の内容及び取得経緯について。

(2)としまして、マルチスライスCT装置の内容及び取得経緯について。

続きまして、25ページの収益的支出の1款1項3目経費、20節修繕費のところですけども、(1)として医療機器等修繕料の内容及び今後の計画について。

最後に、(2)として建物等施設修繕料の内容及び今後の計画について。

以上4点お願いします。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

高圧蒸気滅菌装置の内容及び取得経緯でございますが、平成22年度に購入予定だった機器と同様の装置で、主に手術器具の滅菌処理を行う医療機器でございます。取得の経緯でございますが、現在、東海市民病院本院と分院の手術器具の滅菌を本院の高圧蒸気滅菌装置1台とプラズマ滅菌器2台で処理をしております。東海市民病院移転に伴う医療機器の移設検討の中で、高圧蒸気滅菌装置につきましては平成14年度に購入した機器であり、老朽化のため移設が不可能と医療機器メーカーより回答がありました。移設可能なプラズマ滅菌器2台では、すべての器具の滅菌処理が不可能なことから、高圧蒸気滅菌装置の購入を予定したものでございます。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

マルチスライスCT装置の内容及び取得経緯についてでございますが、マルチスライスCT装置は高性能の64列以上のものを予定しております。現在あるマルチスライスCT装置の利用回数が多く、飽和状態であることや、さらに医療の質の向上や安全性を確保するために導入するもので、取得につきましては、マルチスライスCT装置の機種、メーカーを院内に設置する医療機器委員会で決定し、入札等を行い、契約締結後に機器搬入をし、設置となりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

医療機器等修繕料の内容及び今後の計画でございますが、医療機器等修繕料の内

容としましては、東海市民病院、知多市民病院ともに、主に診断、診察、疾病の治療、予防等の目的で使用される医療機器等の故障に対応するために予算計上したものでございます。今後の計画につきましては、計画的な修繕予定はございませんが、突発的な医療機器の故障等に対しても、患者さんの診察、治療に支障が生じることがないように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（井上正人）

知多市民病院管理課長。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

建物等施設修繕料の内容及び今後の計画についてでございますが、建物等施設修繕料の内容は、東海市民病院では冷温水発生機、非常用自家発電設備、地下貯蔵タンクの修繕や駐車場ラインの整備、そのほかに緊急的な建物等の修繕を、知多市民病院ではマルチスライスCT装置の設置に伴う建物改修や貯水槽、外来エレベーター、職員住宅の修繕、そのほかにも緊急的な建物等の修繕などを予定しております。

今後の計画については、老朽化が進んでいるものに対して突発的な修繕に対応できるように、また季節性を考慮し、工事が集中しないよう、また診療に支障のないように計画を立てながら順次実施してまいります。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

3点だけ質問します。

1ページの第2条、業務の予定量ですが、病床数を653床から557床にした根拠をお伺いします。

二つ目は、23ページの1款1項3目その他医業収益、3節医療相談収益ですが、人間ドック、個人健診等の収益も平成23年度予算は3億6,412万円、平成24年度は3億5,364万円とほぼ変わりませんが、その理由をお伺いします。

3点目は25ページですが、1款1項3目経費、26節交際費、院長交際費ですが、平成22年度決算は約95万円、平成23年度予算は170万円、平成24年度は200万円と増額されていますが、その理由をお伺いします。

議長（井上正人）

東海市民病院業務課長。

東海市民病院業務課長（岡田光史）

病床数を653床から557床にした根拠でございますが、平成23年度は東海市民病院本院199床、東海市民病院分院154床、知多市民病院300床の合計653床となっております。平成24年度は、5月1日の東海市民病院本院の分院への移転に伴い、統合後の東海市民病院の病床数が分院施設を現行の病床面積基準に当てはめて確保できる257床となりますので、知多市民病院と合わせました病床数が557床となるものでございます。

続きまして、1款1項3目3節医療相談収益の関係でございますが、医療相談収益につきましては、主に東海市民病院分院健康管理センターの人間ドック等の収益でございます。予算額がほぼ変わらないのは、本院機能が分院に移転しますが、健康管理センターの業務への影響がほとんどないため、平成23年度実績を勘案して積算した結果でございます。

議長（井上正人）

東海市民病院管理課長。

東海市民病院管理課長（大西彰）

院長交際費を増額した理由でございますが、東海市民病院の院長交際費を平成22年度50万円、平成23年度70万円、平成24年度100万円と増額したものでございます。理由につきましては、平成23年度につきましては医療連携相談室の組織を再編し、地域医療機関との連携を新病院に向けて強化するため増額したもので、平成24年度につきましては、新病院開院に向けて、より積極的に医師の派遣を大学病院等へ働きかけるため増額したものでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（井上正人）

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

1点だけ再質問したいのですが、病床数についてです。もともと新しい病院の病床数というのは500床以下、約500床と聞いているのですが、実質的にはどれぐらいを目指しているのですか。

議長（井上正人）

総務部長。

総務部長（下村一夫）

昨年度末策定した基本計画では、先ほどお話がありましたように、480から490床としており、現在、基本設計を詰めています。現時点では、その計画の範囲内で策定していく予定でございます。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番 黒川親治議員。

12番 黒川親治議員

私は、議案第5号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について反対の立場で討論いたします。

本議案は新病院建設事業によるものでありますが、議案第3号の「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について反対の討論で述べたとおり、新病院の建設計画から現在までに至る経緯について、最も優先すべき市民、地元医師会などの意見を反映していないこと。多くの知多市民には、東海市民病院本院跡地に建設されることは東海市民病院の建替えではないかと疑問があると考えます。知多市民にとって現知多市民病院をどうするのか、後方支援病院として残すと言っているが、どのような形で残すのか、具体的なものは何ら示されていません。今回の両病院統合が公立病院のベッド数を減らす国や県の方針で計画されたものであり、東海市民病院353床プラス知多市民病院300床、653床を153床減らし、約500床にするという前提があります。このことは、ある時期、つまり新病院がオープンしたら知多市民病院は消滅することを意味しています。知多市民病院がなくなると知多市内に救急患者を受入れる病院がなくなります。市の財政が厳しいのに東海市民病院の建替えを知多市民は負担することになります。知多市民にとっては市境と言うけれど、中心市街地や岡田、粕谷地区などからさらに遠くなり、通院が不便に

なるなどの問題が考えられます。今やることは、これらの多くの知多市民の声をとり上げ、知多市民病院を残し、不足する医療は新病院と医療連携を図ることだろうと指摘して、本議案が市民不在の新病院に建設に伴う予算であるので、反対し、討論とします。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

10番 島崎昭三議員。

10番 島崎昭三議員

議案第5号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について賛成の立場で討論をいたします。

いよいよ本年5月より、東海市民病院分院を新たな東海市民病院としてスタートをし、知多市民病院においては整形外科病棟を充実するなど医療機能を分担することで、両市の地域医療を引き続き担うこととなります。この予算案は、東海市民病院本院の移転、医療機能の分担、両病院間の人の移動などを組み込んだ具体的な内容となっております。

また、先ほどの質疑で明らかになりましたが、より安全な医療提供のため、カーディガン着用をやめ、感染防止のため予防衣の着用、高度最新医療機器の計画的購入、新病院にふさわしいシステム導入の検討、診療材料購入費の価格交渉において5%削減など、厳しい経営環境の中にありましても、知恵と工夫を凝らした事業運営について評価をするものでございます。

一方、常勤医師や看護師不足といった課題もありますが、臨床研修終了後の外科医師採用や、平成24年度からの2人の臨床研修医の採用など、不断の努力が結実しつつあります。こうした点は、今後も引き続き努力されることを要望しておきたいと思います。さらに、新システム導入の中で触れておきたいのは、電子カルテ導入につきましても、準備期間も必要なことから早急に検討をしていただくよう要望しておきたいと思います。

いずれにしましても、両市民病院は、私たち市民にとっては健康と命を守る上で必要不可欠な市民の病院です。病院事業が統合され、4月から3年目に入ってきます。組織統合や企業合併でよく言われる言葉に、「顔合わせ」、「心合わせ」、「力合わせ」という言葉がございます。今や、この事業はまさしく「力合わせ」が試さ

れる時期となります。両病院長が中心となって全職員が一丸となり、病院事業に取り組んでいただきたいと思います。今後も、この地域の中核・基幹病院としての使命を発揮され、良質な医療サービスの提供、効率的、合理的な経営努力を切望するとともに、市民からより一層信頼される病院となることを期待し、賛成討論といたします。

議長（井上正人）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第5号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第11、議員提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の制定について」及び日程第12、議員提出議案第2号「西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について」の2案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

8番 大村聡議員。

8番 大村聡議員

議長の御指名がございましたので、ただいま上程になりました議員提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の制定について」及び議員提出議案第2号「西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について」の2案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに第1号についてでございます。提案理由といたしましては、西知多医療厚生組合議会の議会運営委員会の設置等に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。条例の内容につきましては、議員協議会におきまして議員の皆様と御協議いただいた内容でございますので、詳細説明は省略させていただきます。

次に、第2号でございます。提案理由といたしましては、西知多医療厚生組合議

会議会運営委員会条例の制定に当たり、議会運営委員会に係る条項を追加等とするため改正するものでございます。改正の内容につきましては、議員協議会におきまして議員の皆様と御協議いただいた内容でございますので、詳細説明は省略させていただきます。

以上、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（井上正人）

これより一括質疑に入ります。

まず、議員提出議案第1号について質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

次に、議員提出議案第2号について質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより本2案を一括採決いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の制定について」及び議員提出議案第2号「西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について」原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、本2案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者。

管理者（加藤功）

議長のお許しを得ましたので、第1回定例会の閉会に当たりまして一言お礼のあいさつを申し上げます。

本日は我々が上程いたしましたそれぞれの議案について慎重に御審議をいただき、御承認、御議決を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。当組合としては、新病院建設に向けて今後、万全の体制で進めてまいりたいと考えております。また、この衛生センターにつきましても、効率的な運営と、より安全な施設管理に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、お礼のあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（井上正人）

これをもちまして、平成24年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。

皆様方には終始御協力をいただきまして、ありがとうございました。

（2月10日 午後3時00分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年2月10日

西知多医療厚生組合議会 議長 井上正人

5番署名議員 足立光則

8番署名議員 大村 聡